

第一百二十三回

参議院農林水産委員会會議録第六号

(一一一)

平成四年四月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十日

辞任

及川 順郎君

補欠選任

中川 嘉美君

四月十三日
辭任
木暮 山人君
星野 明市君

補欠選任

木暮 山人君

四月十四日
辞任
木暮 山人君
星野 明市君

補欠選任

木暮 山人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

木暮 山人君
星野 明市君

事務局側

常任委員会専門

農林水産省食品流通局長官

食糧庁長官

農林水産省畜産局長

農林水産省農蚕園芸局長

農林水産省教育課長

農林水産省統計情報部長

片岡 光君
水野 豊君
矢野 重典君
須田 淳君

農業基本法制定後、いろんな施策の実施をしてまいりましたが、酪農、養豚、採卵鶏などの畜産、施設園芸の分野を中心に確かに生産性の向上は進んでおりましす、農家総所得で見ますと勤労者の所得を上回っているということではあります、が、本来農業で所得を得られるということは大事なことであつて、所得が多いからいいということは言えないと思うのであります。

○國務大臣(田名部匡省君) おっしゃるとおりの状況であります。

農業基本法制定後、いろんな施策の実施をしてまいりましたが、酪農、養豚、採卵鶏などの畜産、施設園芸の分野を中心に確かに生産性の向上は進んでおりましす、農家総所得で見ますと勤労者の所得を上回っているということではあります、が、本来農業で所得を得られるということは大事なことであつて、所得が多いからいいということは言えないと思うのであります。

○國務大臣(田名部匡省君) おっしゃるとおりの状況であります。

農業基本法制定後、いろんな施策の実施をして

まいりましたが、酪農、養豚、採卵鶏などの畜産、施設園芸の分野を中心に確かに生産性の向上は進んでおりましす、農家総所得で見ますと勤労者の所得を上回っているということではあります、が、本来農業で所得を得られるということは大事なことであつて、所得が多いからいいということは言えないと思うのであります。

○國務大臣(田名部匡省君) 全体、全部が危機か

といふとそうでもないのでありますけれども、部分によつては相当の危機があるというふうにとらえております。

○村沢牧君

部分によつて危機ではなくて、農業

全体が危機なんですよ。ですから、そのことをやつぱり踏まえなきゃこれから新しい政策も出てこな

い。

そこで、きょうは、主として担い手問題につい

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(永田良雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 我が国の農業は、担い手の不足、また耕作放棄地の増加、さらには農業所得が減少をしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 私は大変な危機を迎えてると思いますが、この農業を取り巻く危機について、まず大臣の認識を伺いたい。そして同時に、この危機を克服して日本農業の将来展望をどのように開いていくのか、その決意についても大臣にお聞きしたいと思いま

す。

○國務大臣(田名部匡省君) おっしゃるとおりの状況であります。

農業基本法制定後、いろんな施策の実施をしてまいりましたが、酪農、養豚、採卵鶏などの畜産、施設園芸の分野を中心に確かに生産性の向上は進んでおりましす、農家総所得で見ますと勤労者の所得を上回っているということではあります、が、本来農業で所得を得られるということは大事なこ

とであつて、所得が多いからいいということは言えないと思うのであります。

また、経営規模の拡大がおくれております稻

りいは妻 大豆、こうした土地利用型の農業につい

ても一生懸命今創意と工夫のもとに生産性の向上を図つておるところであります、が、この分野は

非常に厳しい状況にある。

一方、農業をめぐる環境であります、が、何といつてもお話しのよう、専業農家等農業の担い手が減少しておりますし、高齢化が進展して、あるいはございまして、大きな節目を迎えておることも事実であります。

耕作放棄地がふえておる。加えて国際的な問題がございまして、大きな節目を迎えておることも事実であります。

○農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○衆議院送付

○獸医療法案(内閣提出、衆議院送付)

かということを質問してまいりたいというように思ひます。

農家戸数は一九六〇年には六百六万戸ある。九年には三百八十三万五千戸になり、このうち中核農家は総農家の一六%と六十二万戸になつてしまつたんです。この農家の内で後継ぎのいる農家はそれぞれ何割くらいですか。

○説明員(須田洵君) まず、全国の総農家戸数でございますが、一番新しい数字で見まして、平成三年に三百七十八万九千戸でございます。そのうち同居後継ぎのいる農家は二百三万戸でございまして、総農家戸数に占めます割合は五四%でございます。また、六十歳未満男子農業専従者のいる農家、いわゆる中核農家でござりますけれども、ただいま先生六十二万戸と申されました。最近の、平成三年の調査におきましては五十八万五千戸に減っているわけでございますが、五十八万五千戸のうち同居後継ぎのいる農家数が三十六万六千戸でございます。中核農家戸数全体に占めます割合は六三%でございます。

○村沢牧君 そこで、基幹的農業従事者がどういうふうに変わってきたのか、あるいは農業就業人口に占める割合、それから六十歳以上の割合について説明してください。

○説明員(須田洵君) お尋ねのございました基幹的農業従事者、これの定義は農業に主として従事した世帯頭のうち仕事が主人の人でございます。その数につきまして、平成三年、新しい数字で、二百八十七万四千人でございます。これは、農業就業人口全体に占めます基幹的農業従事者の割合ということで、六二%でございます。また、基幹的農業従事者に占めます六十歳以上の割合というのが四六%でございます。

それから動向といたしまして、従来からの変化でございますが、この基幹的農業従事者の数につきましては、五年前の昭和六十年のセンサスでございますが、年次で言いますと六年前になりますが、三百四十六万五千人でございます。それが、先ほど申しましたように、平成三年は二百

八十七万四千人ということに相なっております。

そのうち六十歳以上の人への割合でございますが、昭和六十年におきましては三四%であった、それ三年に三百八十三万五千戸になり、このうち中核農家は総農家の一六%と六十二万戸になつてしまつたんです。この農家の内で後継ぎのいる農家はそれぞれ何割くらいですか。

○説明員(須田洵君) まず、全国の総農家戸数でございますが、一番新しい数字で見まして、平成三年に三百七十八万九千戸でございます。そのうち同居後継ぎのいる農家は二百三万戸でございまして、総農家戸数に占めます割合は五四%でございます。また、六十歳未満男子農業専従者のいる農家、いわゆる中核農家でござりますけれども、ただいま先生六十二万戸と申されました。最近の、平成三年の調査におきましては五十八万五千戸に減っているわけでございますが、五十八万五千戸のうち同居後継ぎのいる農家数が三十六万六千戸でございます。中核農家戸数全体に占めます割合は六三%でございます。

○村沢牧君 そこで、基幹的農業従事者がどういうふうに変わってきたのか、あるいは農業就業人口に占める割合、それから六十歳以上の割合について説明してください。

○説明員(須田洵君) お尋ねのございました基幹的農業従事者、これの定義は農業に主として従事した世帯頭のうち仕事が主人の人でございます。その数につきまして、平成三年、新しい数字で、二百八十七万四千人でございます。これは、農業就業人口全体に占めます基幹的農業従事者の割合ということで、六二%でございます。また、基幹的農業従事者に占めます六十歳以上の割合というのが四六%でございます。

○説明員(須田洵君) お尋ねのございました基幹的農業従事者、これの定義は農業に主として従事した世帯頭のうち仕事が主人の人でございます。その数につきまして、平成三年、新しい数字で、二百八十七万四千人でございます。これは、農業就業人口全体に占めます基幹的農業従事者の割合ということで、六二%でございます。また、基幹的農業従事者に占めます六十歳以上の割合というのが四六%でございます。

それから動向といたしまして、従来からの変化でございますが、この基幹的農業従事者の数につきましては、五年前の昭和六十年のセンサスでございますが、年次で言いますと六年前になりますが、三百四十六万五千人でございます。それが、先ほど申しましたように、平成三年は二百

八十七万四千人といふことに相なっております。そのうち六十歳以上の人への割合でございますが、昭和六十年におきましては三四%であった、それ三年に三百八十三万五千戸になりました。この農家の内で後継ぎのいる農家はそれぞれ何割くらいですか。

○説明員(須田洵君) まず、全国の総農家戸数でございますが、一番新しい数字で見まして、平成三年に三百七十八万九千戸でございます。そのうち同居後継ぎのいる農家は二百三万戸でございまして、総農家戸数に占めます割合は五四%でございます。また、六十歳未満男子農業専従者のいる農家、いわゆる中核農家でござりますけれども、ただいま先生六十二万戸と申されました。最近の、平成三年の調査におきましては五十八万五千戸に減っているわけでございますが、五十八万五千戸のうち同居後継ぎのいる農家数が三十六万六千戸でございます。中核農家戸数全体に占めます割合は六三%でございます。

○村沢牧君 そこで、基幹的農業従事者がどういうふうに変わってきたのか、あるいは農業就業人口に占める割合、それから六十歳以上の割合について説明してください。

○説明員(須田洵君) お尋ねのございました基幹的農業従事者、これの定義は農業に主として従事した世帯頭のうち仕事が主人の人でございます。その数につきまして、平成三年、新しい数字で、二百八十七万四千人でございます。これは、農業就業人口全体に占めます基幹的農業従事者の割合ということで、六二%でございます。また、基幹的農業従事者に占めます六十歳以上の割合というのが四六%でございます。

○説明員(須田洵君) お尋ねのございました基幹的農業従事者、これの定義は農業に主として従事した世帯頭のうち仕事が主人の人でございます。その数につきまして、平成三年、新しい数字で、二百八十七万四千人でございます。これは、農業就業人口全体に占めます基幹的農業従事者の割合ということで、六二%でございます。また、基幹的農業従事者に占めます六十歳以上の割合というのが四六%でございます。

それから動向といたしまして、従来からの変化でございますが、この基幹的農業従事者の数につきましては、五年前の昭和六十年のセンサスでございますが、年次で言いますと六年前になりますが、三百四十六万五千人でございます。それが、先ほど申しましたように、平成三年は二百

八十七万四千人といふことに相なっております。そのうち六十歳以上の人への割合でございますが、昭和六十年におきましては三四%であった、それ三年に三百八十三万五千戸になりました。この農家の内で後継ぎのいる農家はそれぞれ何割くらいですか。

○説明員(須田洵君) まず、全国の総農家戸数でございますが、一番新しい数字で見まして、平成三年に三百七十八万九千戸でございます。そのうち同居後継ぎのいる農家は二百三万戸でございまして、総農家戸数に占めます割合は五四%でございます。また、六十歳未満男子農業専従者のいる農家、いわゆる中核農家でござりますけれども、ただいま先生六十二万戸と申されました。最近の、平成三年の調査におきましては五十八万五千戸に減っているわけでございますが、五十八万五千戸のうち同居後継ぎのいる農家数が三十六万六千戸でございます。中核農家戸数全体に占めます割合は六三%でございます。

○村沢牧君 そこで、基幹的農業従事者がどういうふうに変わってきたのか、あるいは農業就業人口に占める割合、それから六十歳以上の割合について説明してください。

○説明員(須田洵君) お尋ねのございました基幹的農業従事者、これの定義は農業に主として従事した世帯頭のうち仕事が主人の人でございます。その数につきまして、平成三年、新しい数字で、二百八十七万四千人でございます。これは、農業就業人口全体に占めます基幹的農業従事者の割合ということで、六二%でございます。また、基幹的農業従事者に占めます六十歳以上の割合というのが四六%でございます。

○説明員(須田洵君) お尋ねのございました基幹的農業従事者、これの定義は農業に主として従事した世帯頭のうち仕事が主人の人でございます。その数につきまして、平成三年、新しい数字で、二百八十七万四千人でございます。これは、農業就業人口全体に占めます基幹的農業従事者の割合ということで、六二%でございます。また、基幹的農業従事者に占めます六十歳以上の割合というのが四六%でございます。

それから動向といたしまして、従来からの変化でございますが、この基幹的農業従事者の数につきましては、五年前の昭和六十年のセンサスでございますが、年次で言いますと六年前になりますが、三百四十六万五千人でございます。それが、先ほど申しましたように、平成三年は二百

非常に見方によつて違うと思ひます。一定のこの数でいこうとか、なかなか決めがたい面があるうかと思ひますけれども、端的に申しますと、最も範囲の広いベースで見ますと農業就業者数というのがございます。これは現に農業に従事しているのがござります。これは現に農業に従事しているのがござります。これは現に農業を担つてゐるというような意味での最も幅の広い数だと思います。さらに、その中には仕事が主ということで、仕事が従つてゐる方もいますから、それを落とした仕事が主であるという人に対する考え方を絞つた、先生も先ほど申されましたいわゆる基幹的農業従事者数というのも一つのベースとして考えられると思ひます。

ただ、それではもう少し年齢的な観点なり基幹

男子農業専従者といふ概念といいますか、一定の日数以上働くというようなことも考えますと、先ほどお話をございます中核農家、十六歳以上六十歳未満の基幹男子農業専従者のいる農家というベースで今まで議論をしておりますので、そういうふうと答え方が一応考えられる……

○村沢牧君 質問に答えて。そんなもう解説は要らないです。

○説明員(須田洵君) はい。その中核農家のベースで見まして部門別にどうなつてあるかという現状を見ますと、まず単一經營農家といふベースで見まして、稻作の单一經營全體で見まして百三十万戸いるわけですが、このうち中核農家に該当するものが九万二千戸でございます。比率で申しますと7%、稻作単一經營の場合は全体の7%が中核農家ということでございます。これに対しまして施設園芸は六八%、野菜は三七%、果樹は三〇%、酪農は七九%というような実態になつておりますと、部門によつてかなり差が見らるるということが言えようかと思ひます。

一般に、稻作を始めとした土地利用型の部門につきましては厳しい実態にあるんではないかというふうに見てしております。

○村沢牧君 どの作目をとっても厳しいんだけれども、特に稻作は厳しい。稻作の扱い手というの七%しかない。稻作について新規就農者という

のはあるんですか。こんな状態では日本の米づくり、水田農業は崩壊してしまいます。なぜこんなに厳しいというふうに思ひますか。

○説明員(須田洵君) 数字のベースにつきましてお答えいたしますが、新規学卒就農者千八百人と

いう最近の結果でございますが、これにつきましては経営部門……

○村沢牧君 そんなことは後から質問するんです

よ。稻作について聞いているんだ。稻作について後継者が……。

○説明員(須田洵君) それにつきましては、經營部門別あるいは県別の形では五十分の一の標本調査という関係がございまして、部門別にはちょっと……。

○村沢牧君 ちょっと待つてください。そんなことを聞いているんじゃない。稻作についての後継者は何人あるのかということを聞いているんですけど……。

○説明員(須田洵君) 後継者という数で厳密な数字は今ちょっと持っておりますが、中核農家と

いう次元で見ますと先ほど申し上げたような数字でございますが、さらに基幹的農業従事者という面で見ますと、単一經營農家、稻作で六十七万八千人という数字になつております。

○村沢牧君 そんなことを聞いているんじゃない。稻作は坦い手が七%だと、その中で、最近後継者も調べてているんだけれども、一体どのぐらいの後継者があるのか。

○説明員(須田洵君) この七%の中核農家のうち、いわゆる後継者がどのぐらいというのは今ちょっと手元に持つておりません。

○村沢牧君 後ほど聞いていくけれども、新規学卒千八百人だと言つても、じゃ稻作をやろう

といった学卒はどのくらいあるんですか。

○説明員(須田洵君) そのことにつきましては、先ほど申し上げましたように、新規学卒就農者数

しましたように、標本抽出という形で、全部を調査

べるという形をとつてゐるわけではないわけでございます。これはほかの調査もそのような調査が多いわけですが、その五十分の一を引き出してやつてゐるわけでございますので、経営部門別にこの千八百人をブレークダウンして部門別に幾らという形ではちょっとお示しすることが難しいという性格のものでございます。これは全体が示せます。

○村沢牧君 もういいよ。答弁長過ぎるよ。いいです。

農業園芸局長、あなたは稻作なんかの方を専門にやつていて。しかし、一体稻作を継ぐ人が何人くらいおるのか、そうしたことが把握できなくて土地利用型農業は何ができるというんだ。稻作はなぜ労働力が育たないのか、これは入り口と出口がふさがれておる。入り口の問題は生産調整であり、規模拡大をしようとしてもできない。出口の問題は米の生産者価格だとか流通問題いろいろありますね。ですから、若者は稻作をやろうといふことにならないんですよ。その辺についてどう思ひますか。

○政府委員(上野博史君) 委員の御質問の趣旨を私ちょっと誤解いたしまして、お答えを申し上げるべきだったと思うわけでございます。稻作単一經營の農家で農業に主として従事している後継者がいるという農家の割合でございますと、現在三%ぐらいしかないという、そういう数字が私どもの手元にございます。

それから、今おっしゃいました後継者がどうしてそういうふうに少ないのかということにつきましては、ほかに、他業種に就業の機会が多いということもあるうと思ひますけれども、現在の農業後継者の方々から見て農業に従事するということについての魅力が必ずしも十分でないということが原因だらうというふうに考えております。

○村沢牧君 だから私は農業が危機だと言うんですね。

そこで、先ほどから統計情報部長はいろいろ

言っていましたが、農業後継者について、農水省の資料によれば、新規学卒者は千八百人になつてしまつた、それからヒューラン青年は千九百人だつた。それが九一年にはどういう傾向になるのか。また、別に見たら、あるいは都道府県別に見たらどうなつてゐるか、その内容について説明してください。いろいろとその理屈は要らぬです。

○説明員(須田洵君) 最近の調査につきましては、平成三年一月一日における農業就業動向調査の結果でございまして、その数字がさつきも先生おつしやった十八八百であり千九百という数字でございますので、その後の数字については、平成四年一月一日現在ということで現在調査の取りまとめております。まだ数字はございません。

それから、これにつきましての県別等についての細分するということが難しいということにつきまして、これはどうしても説明させていただきま

す。

それは、全体で農家約四百万戸といつたしますと、五十分の一の抽出でございますから八万户でござります。八万户ぐらいのものを全体を調べるわけでございます。ただ、その中で、ちょっと調べた農家のうち、いわゆる新規学卒の子弟がいたといふ農家が現実に出現する度合いといふのは非常に低いわけです。そういう出現度数の非常に低いものにつきまして、県別あるいは先ほどもございました部門別に数字を出すということについても、数字はもちろん積み上げたものといいますから、そういうものとしてはございますけれども、年次別に非常に振れがございますので、そういう数字につきまして全国トータルとしてこういうものであります。

ただ、こういう千八百人なり新規学卒就農の問題につきましては、非常に重要な問題でございますから、やはり何とか、標本調査ではなくて、セシサスという全体を調べるという形でなければ把握できないのではないか。そういうことであれば初めて県別あるいは部門別のが言えるという

ことになるんではないか。だから、そういうことになりますと、次のセンサスの段階においてこういうことも含めて検討していく必要があるんじゃないかというふうに考へているところでございまます。

○村沢牧君 農水省の資料を見ても、学卒者が千八百人でJターン者が千九百人。しかし、その数字の根拠については、統計情報部のただ抽出調査となつてある。統計情報部のすばらしい頭脳と統計資料を全部使って出したんだから間違いないと言つてはいるんですね。しかし、各地方、北海道はどうか、東北地方はどうか、それはわからない。どの県にどれだけあるかわからない。そんな数字を信頼していいのかどうか。

そこで、今回の法改正の原動力になつた新規参入者七十四人ですね、これについては、例えば七十四人のうち北海道は十二人だと、長野県は二人だと、青森は一人だと、それから秋田、山形はゼロだと、新潟はゼロだと、県別に出ていますね。これはどういう調査をして出したんですか。

○政府委員(上野博史君) 今お話しございましたこの数字は、私どもの関係の都道府県の普及所を通じまして地域の実情を調査いたした結果上がってきた数字でございまして、統計情報部の数字でございます。

○村沢牧君 それでは、農蚕園芸局長に聞くけれども、千八人の内訳は、あなたが調査したように都道府県の普及所なりあるいは農政局を通じて調べればわかるじやありませんか。大事なことですが、なぜ調べてない。

○政府委員(上野博史君) その点についても、各都道府県はそれなりに普及所を通じて調査をやっているという事情にはあるようございまして、統一的な国としての考え方を示して調査をやってるというわけではございませんが、それぞれ県を私どももいたしまして、一応全国的に取りまとめたものがありますけれども、ただこれは、

今言いましたように、各県がそれぞれの事情に応じてそれぞれのいわば定義で集めた数字でございまして、全国的にまとめて幾らというふうに表現しないかといふふうに考へているところでございまます。

○村沢牧君 農蚕園芸局長のもとにそいつは貢献がある。統計情報部長のもとにそいつは貢献がある。統計情報部長のもとにそいつは貢献せめてこの数くらいはつかんでなきや、例えば新規農業者ががこの県に、どの地方に幾らいるかわからなくて、ただ漠然として千八百人だとか千九百人と言つてはいるだけで今後の地方別の政策誘導や財政の配分がそれでできるのかどうか。

じゃ、局長の方で各県別に、地方別につかんでおるとすれば、その資料を出してください。

○政府委員(上野博史君) 若干答弁の訂正をさせていただきたいのでござりますが、全国すべての県についてという事情にはございません。おおよそその県について得ておるということをご存じます。が、資料をお出しをいたしたいと思います。

ただ、委員おっしゃいました統計情報部との数字の関係につきましては、これはやはり数字の集めの方の方法が違うわけをご存じます。

○村沢牧君 私の県、長野県では、全国で学卒者は千八百人おると農水省は言つてます、これに該当する数字として長野県では幾人ですかと聞いたら、五十八人ですという回答がすぐ返つてくるんですね。各県はやっぱり、我が県にはこれだけしか後継者がいないんだから、新規就農者がいな

いんだからそこで手を打たなきやならないとやつてゐるんですよ。農水省がそのことを把握できなかつて、これは発表することができないとかなんとかいうことであつてこれから後の後継者対策ができるとか。それだけある。

○村沢牧君 それから、あるいは地域別のさつき言つた政策誘導なり、後ほど申しますけれども、その改革資金を各県に配付する。数が少ないからうんと

やろうという考え方もあるでしょう。一人もおらないところへやつてどうなるのかということになりますよ。その数字がどうして農水省全体として

じしくいといふ制約のある数字でござります。まして、全国的にまとめて幾らというふうに表現されないので、農蚕園芸局長のもとにそいつは貢献せめてこの数くらいはつかんでなきや、例えば新規農業者ががこの県に、どの地方に幾らいるかわからなくて、ただ漠然として千八百人だとか千九百人と言つてはいるだけで今後の地方別の政策誘導や財政の配分がそれでできるのかどうか。

じゃ、局長の方で各県別に、地方別につかんでおるとすれば、その資料を出してください。

○政府委員(上野博史君) 数字の問題につきましては、今、委員言われましたことも、私は相当理解のあるお話をよう承るわけでございまして、私どもいたしましても、そこら辺の数字のとり方に付いては検討させていただきたい、かように考えます。

○村沢牧君 数字のとり方についての検討はいいただきたい、かよう考えます。

それから、大臣、農水省の新規就農者の数についても余り正確な根拠のあるものじやない。しかし、農水省の言う人数を参考にしても、学卒で農業に就農しようとする人は大手自動車メーカーの新規採用の半分にもならないんですね。一年間にお医者さんになる人は幾人だと思いますか。お医者さんになる人は七千人ですよ。歯医者さんになる人は一千五百人。農業を担当する公務員は、農林水産省も含めて各県あるいは各市町村、市町村は三千二百有余ありますから、含めても、各市町村が一人ずつ新規に農業担当の公務員を採用するとは限らぬですよ。それにしても、私は正確な数字を調べてないけれども、三千五百人や六百人はあると思うんですよ。農業をやろうとする公務員はそれだけある。

しかし、農業をやろうとする、仕事をやろうとする若者はその半分にもならない。全国三千二百三十九市町村の中で、学校出たてのまぶしいような若者の就農は千八百人、単純に計算すれば一市町村に一人しか就農しないではありませんか。まさに砂の中のダイヤモンドのような存在になつて

しまった。大臣はこの現実をどう考えますか。

○国務大臣(田名部省吾君) まあ、いろんな理由はあると思いますが、絶じて申し上げますと、他に大きな問題であろうと思うのです。また、経済がこれだけ発展していろんな職場で雇用する、そういうこの方が農業よりも楽だし、あるには収入多いしということで、そちらの方にどんどんどんどん就職をするという後継者というものが非常に多いと思うんです。

現に、私の地元の高等学校を見ても、農業高校を出たら農業後継者になるという人は少ないんですね。まあ、中には何でも学校に入りたいといふ子供もおるようあります。農業高校で出たから農業後継者になるという人は少ないんじゃないでしょうか。そこで、中には何でも学校に入りたいといふ子供もおるようあります。農業社会、それが経営管理能力とか企業的経営のできる担い手となりうるものが必要になつてくるということで、中には一定の規模、今お話しのように人数をどれだけ確保するかと云うことよりも、どれだけの規模をやつしていくかと云うことがこれから農業経営には大事なことであります。人手不足は農業ばかりではなくて、もういろんな分野に実は出てきておるわけあります。特に、三Kと言われる分野といふものはみんなに嫌われるということがあります。それで、そういう分野での所得というものは他産業よりもむしろ高いぐらいないとそこに集まつてこない。

それから、やっぱり何といつても誇りが持てませんと、どうも親御さんを見ても、農業はだめだめとぶんから子供に言つてはいることが、本当に農業はだめだと思うようになつてくる。しかし、一億二千万の国民の食糧を供給するんだという誇りというものを持つてくなきやいかぬ。これが

い。もちろんそこには、今まではどうちらかというと都市に社会資本の投資が行われてきた。これも一つの原因であろうと思うんです。もつともっと農村に環境整備でありますとか、そういうものを整備してあげませんと、その面でも定着をしていかない。

こういう面についてこれから努力をして、二十世紀には本当に新しい時代にふさわしい、そういう農業、農村の方向というものを見らかにしていかなければならぬというふうに考えております。

○村沢牧君 大臣の答弁聞いておると、何か人ごとみたいなことを言つてはいるんですね。あなたは日本の農業の責任者なんですよ。収入が他産業並みに得られない、だから農業に入らない。なぜ農産物価格なんかあんなに抑えてきたんですか。後から財政のことも申し上げましよう。誇りを持てるようになぜ今までやらなかつた。それから、これから農業のあり方を変えていくと言いますけれども、農業就業者に合わせて、新規就農者の数が減つたら農業はだんだん減らしていくという、これじや日本の農業は一体どうなつちやうの。農業に関する公務員の皆さん方は農業従事者よりも多い。皆さんが政策つくつたつてだれが担うんだ。農園園芸局長、どう思いますか。

○政府委員(上野博史君) 先ほど来大臣、官房長がお話を申し上げておりますように、将来的な農業のるべき姿、どうやつたら我が国の農業を魅力あるものにできるかという観点で今鋭意省内で検討いたしているところでございます。

○村沢牧君 省内で検討するなんて、そんなことは十年前からやつておかなかつたことなんですよ。

そこで、一体なぜこんなに農業の後継ぎがなくなってきたのか、このことについて私の意見を申し上げましょ。

第一に、農業の将来展望がない。国際化が進む中でも我が国の農業者が勝ち抜いていくという長期的なビジョンがない。だから、農業者は、そし

て青年は農業の将来に不安を持っているんです。

よ。大臣、どうでしよう。

○國務大臣(田名部匡省君) 展望、ビジョン、そうしたものをしていかぬといふことで、今その検討をしているわけであります。まあ、全くなかつたわけでもないでしようけれども、

しかし、時代の変遷とともにこういう影響が出てきた、あるいは国際化の時代に即応して適切に手を打つということは非常に難しかつた、いろいろの原因はあるう思うんです。ですから、やっぱり時代が変わることに合わせて適切に変えていくと

いう必要があるだろうと思うんです。

その一つにはまた高齢化社会、出生率の低下、

その産業にも当てはまることがありますけれども、一体日本全体としてどうあるべきかというこ

とが今問われているときであろう。それに即応し

た形を農林分野でもとつていかきやならぬ、そ

ういうことだらうと思います。

○村沢牧君 時代は変わつてまいります。経済も政治も変わってまいります。しかし、その変遷に

対応する政策をしなきやいけないとと思う。それから、新たな農政を目指す政策を今検討中だとおつ

しやる。さつきも申し上げましたが、こんな検討はもう十年も前にやつておかきやならなかつたことなんですよ。

そこで、それはやむを得なかつたとしても、今

まで進めてきた農基法農政、自民党農政、これについて反省がなくちやならない、見直しがなくて

はならない、その反省の上に立たきや新しい政

策は出てこないんです。大臣、今まで進めてきた日本の農政、農基法ができてから三十一年、その間における農水省のやつてきた政策あるいは自民

党農政、どういうふうに思つてますか。

○國務大臣(田名部匡省君) まあ、自民党農政と言えるかどうかわかりませんが、国として行政も言つておきたいというふうに思います。

の生活の他産業従事者との、さつき申し上げましたように、均衡といいますかそういう、農業基本法の政策目標は別に誤つてゐるとは思いませんが、今申し上げたような新たな時代にどう即応していくかということを的確にとらえて努力をしていかきやならぬ。

また、農業基本法制定後の情勢というものは今申し上げたようなことでございますが、法律自体の改正を要するという点については、今回の論点整理等の方向づけに基づいて今後どのような政策を打ち出していくか、そういうこととのかかわりがありますので、それぞれ関係方面的御意見を伺ながら検討してまいりたい、こう思つております。

○村沢牧君 農基法がいいのか悪いのか、それはいろいろ論議のあるところです。農基法の精神だとか規定、政策目標は間違つていなかつたと、そういう人もあります。いや、間違つたと言う人もあります。しかし、間違つていいなかつたとするな

らば、その農基法の精神や規定に沿つた農業政策を今日まで進めてきたのかどうか。進めてこないからこういうことになつたんですね。ですから、私は新しい政策をつくるには今までのやつてきたことの反省に立たきやできない、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、なぜこんなに農政不信が起きたのか、私は先日の委員会でも指摘をいたしましたが、自民党政はいかに農林水産業を軽視したのか、予算面にはつきりあらわれているんですね。一般会計に占める農林水産予算是七五年には一〇・二%だった。しかし、八〇年代には八・四%になり、九二年度は四・六%まさに過去最低になつてしまつたんです。一般会計の予算の伸び率を八〇年と九二年を比較してみると、六九%も伸びているんです。ところが、農林水産予算是逆に一〇%も減つてしまつた。こんな省庁がどこにあるんですか。そして、九二年度の予算は三兆三千億、防衛費は四兆五千億にもなつてゐるんですよ。

○村沢牧君 私もこういうことを毎年論議をしておりま

比較してみて四二%になつたんです。八〇年を一〇〇とすれば九二年は四二%。この間、アメリカは三・八倍、E.C.は二・九倍の伸びになつてゐる。

先日皆さんから答弁があつたところです。こんなことを続けてきたから農業に取り組むという若者がなくなつてしまつたんだ。農政は後退したんですよ。

どうですか。ですから、本当に農政不信を取り除いて、若者が農業に飛び込んでいくためにはこんなような予算ではいけない。これ以上農林水産予算を減らしてはならない。どうですか、大臣。

○國務大臣(田名部匡省君) 政策的な経費を切つているとは認識をいたしてないわけあります

が、いずれにしてもそのときときに必要な経費、特に新しいものでこうしなきやいかぬというとき

が、いざれにしてもそのときときに必要な経費、特に新しいものでこうしなきやいかぬというとき

が、予算をカットするというわけにはまらないといふ、あるいは食管会計、そうしたるもので切り詰め

る分野は切り詰めていく、そういう手法でやってまいりました。

ただ、どうしてもマイナスシーリングの中でも切れないので分野の社会保障費でありますとかいろんなものがありました。そういうものは、どうして

も予算をカットするというわけにはまらないといふ、あるいは国会での論議の中でこういうものはもつと取り上げてやるべきだというようないふに最大の努力をいたしてまいりました。

あれもこれも全部を残した上で新しい政策といふのは困難な場面がありましたので、そういうことではやや比重において大事な方と思われるもので

には今後もまたさらなる努力をして、新しい政策も

出ることあります。しかし、早くやれるもので手をつけなければならぬもの、そうしたものは重

要視して予算を増額してまいりたい、こう考えて

おります。

○村沢牧君 私もこういうことを毎年論議をしておりま

きた。その都度、一年ごとに皆さんは努力して

きたけれども、結果的に見れば十年前と比較してみてこういうことになつちゃつたんですよ。こんなことで満足しているんですか。シーリングはどこ省だつてあつたんですよ。農水省ばかりがシーリングをかけられたわけじゃない。だから、あなたたちが新しい政策を立て、法律をつくり、それに基づいて予算を獲得していくということを怠つていたからこいつになつたんですよ。これでは若者が本当に農業に飛び込んでいくという気持ちになれない。将来が不安なんですよ。そのことを強く指摘しておきましょう。

それから、新しい政策を今検討している、その中で一番大きな問題は担い手対策である、近くその新政策を出すと言いますけれども、新政策は恐らく担い手問題について資金対策にも関係してくれるだろうというふうに思います。ところが、新政策が出される前に今回農業改良資金の一部改正の法律を出した。私はこんな法律でもつて農業後継者やあるいは担い手対策に大きな期待をかけられるものじやないと思う。なぜ新しい政策の出る前にこんな小出しなことをしたんですか。

○国務大臣(田名部匪省君) 意欲や能力の高い青年農業者を育成するということは重要な問題だと考えておりまして、新規学卒就農者の減少なんかを見ておりますと、新政策を待つてこれから徐々にというわけにもまいりませんし、農業後継者問題を解決するためには何よりも将来に展望の持てる農業だということを考えて政策検討をいたしておりますが、今回の農業改良資金助成法の改正は、さしあたりできるものから早く手をつけなければいけばならぬ、そういう観点から農業後継者対策として行われてきた農業改良資金制度を拡充しながら、農外からの新規参入青年に対しても、技術力の習得、経営を開始するのに必要な資金、そういう無利子の資金の貸し付けができるようになつた、こういうことでございます。

○村沢牧君 それでは、新しい政策が出される、その中で今回の改正で不足するものはまた改正して出す、そういうお気持ちがあるのかどうか。

そこで、今答弁があつたような形で期待をしているということになりますが、今回の改正で新規就農者の増加をどのように期待しているんですか。

○政府委員(上野博史君) なかなかこの制度を怠つたから幾らの新規就農者がふえるということが、わざりいただけるかと思つうわけでございますが、もう一つ、ふえていくためにこういう施策をやるのを的確にお示しをするのは難しい、そのことはおなじであります。農業改良資金助成法でやつております後継者対策、これを拡充するということについては別段大幅な政策体系の検討の結果を踏まえなければできないというわけでもないだらう、一步前進といふことは、しないよりましなはずであるとんだいうこともござりますけれども、少ないところはいえ七十名余りの方が新規参入をされるという事情もあるわけでございまして、その方々がやはり資金的な不足に問題を抱えておられるという事実もござりますので、現在の制度を改めようとするわけでございまして、その方々がやることは必ずしもないということについては御理解をいただきたいと思います。

○村沢牧君 私も、そして我が党、日本社会党も、この後継者対策はこれから農業について一番重要な課題である、そのことは承知をして、八九年に新農業プランを発表した。その中では農林業の位置づけ等基本政策を明らかにする中で、やっぱり青年農業者対策を講じなければならないということをはつきりして、そして一年有余検討して、地域農業振興法と中山間地地域農業振興法、青年農業者就農援助法をセッティングにして法案化して、青年農業者就農援助法は既に本院にも提案をしているところであります。他の二法は近く衆議院に提案いたします。そしてこれらの法案の大綱を対外的に明らかにし、農水省にも示した。我々が本院に提出した青年農業者就農援助法だけでもつて「後継者」になつていますね。それを今後は全部「青年農業者」にしましよう。どうでしようか。

○政府委員(上野博史君) 役所の組織の問題と法律上の用語の問題と直結して考えなきやならない後継者対策や担い手対策が十分だとは考えておりました。それで、もし必要があればそういうような表現はもとより、内容においても我々社会党が検討してきた項目の一部分を取り入れたにすぎません。他の法案とあわせて担い手を確保しなければならないというものであります。

今審議に供している法案は、「青年農業者」というふうに今回若干の幅を広げることが適切ではないんで、そういう判断から今回の法律を提出

した、そう言わざるを得ないんですが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 私どもとすれば、先ほど来大臣も申しておりましたように、基本的な政策の立案の作業はいたしておりますけれども、現在あります農業改良資金助成法でやつております後継者対策、これを拡充するということについては別段大幅な政策体系の検討の結果を踏まえなければできないというわけでもないだらう、一步前進といふことは、しないよりましなはずであるというようなことで考えたわけでございまして、社会党の方でいろいろお考えになっておられるといふことはとの関係でとやかく考えてやつたということでは必ずしもないということについては御理解をいただきたいと思います。

○村沢牧君 そういう考え方がないんですね。社会党だらうとどの党であつても、いいことがありますね。社会党だらうとどの党であつても、いいことがあれば積極的にあなたたちが受け入れていくといふ姿勢がなくてはこれから政治はやつていけませんよ。

それから、農業改良資金助成法では従来「農業後継者」という名称を使っておつた。今度わざわざ法律を改正して我が党と同じように「青年農業者」と呼ぶようになつたんですね。法律改正までしてやるんだたら、局長の下にある「農業後継者対策室」を「青年農業者対策室」に改めたらどううか。農水省の今までの資料や法律を見てもみんな「後継者」になつていますね。それを今後は全部「青年農業者」にしましよう。どうでしようか。

○政府委員(上野博史君) この点につきますと、説明が非常に技術的な話になりますてちょっと御理解がしにくいという感じもあるかもしませんが、「農業後継者たる農村青少年」という言葉につきましては、これは農業に就業しようとすると農業者」とした方がいいんじゃないですか。この法律は「青年農業者」にした、こっちの法律はまだ法律改正しないで「後継者」と言つてゐる。これに関連して、農業改良助長法によつて交付金を交付される協同農業普及事業のうち、研修教育事業の対象は「農業後継者たる農村青少年」になりますね。これもやっぱり法律改正して「青年農業者」とした方がいいんじゃないですか。この法律は「青年農業者」にした、こっちの法律はまだ法律改正しないで「後継者」と言つてゐる。これは矛盾しているじゃありませんか。

○政府委員(上野博史君) この点につきますと、説明が非常に技術的な話になりますてちょっと御理解がしにくいという感じもあるかもしませんが、「農業後継者たる農村青少年」という言葉につきましては、これは農業に就業しようとする意欲を持つた就農前の青少年を言うというふうに理解をいたしておるわけでございまして、必ずしも農家の子弟だけではなくて、農外からの出身者もその範囲に含まれるというふうな理解にまず立つておるわけでござります。

それから、じゃ、なぜそれを今回「青年農業者」と改めたかとということになるわけでござりますけれども、今回その資金の貸付対象の範囲を拡大し法の実地の習得ということのための資金供与だったわけでござりますけれども、これに加えまして経営の基礎の形成のための資金というところにま

ないかといふうに考えて対応したということでおざいます。

○村沢牧君 私は、我々が最初に对外的に明らかにした「青年農業者」という言葉、それを農水省も使つたから悪いなんて言つておるんぢやないですか。ありがとうございます。よく使つてくれた。だから、いい言葉なんだから、「農業後継者対策室」なんというのではなくて、「青年農業者対策室」にしてください。あるいはいろいろな資料に農水省は全部「後継者」と書いてあるけれども、「青年農業者」ということにした方がいいとか。

で拡大をするということにいたそうとしているわけですが、それに加えまして、今まさに職業として農業経営を開始しようとしている青年等、幅広い青年層に拡大するということを考えまして、「青年農業者」という表現にしたということをご存じます。

○村沢牧君 そんなことを聞いているんじやない、助長法のことを聞いてるんですよ。

○政府委員(上野博史君) 助長法の方について言いますと、「農業後継者たる農村青少年」という、これを対象にいたします研修教育というのは、これは非農家の出身者も含めて就農していない青少年を幅広く対象とするということをご存じます。

○農業後継者たる農村青少年の考え方と差がないという考え方方に立つておられます。

○村沢牧君 くだくだしい説明をしてもらつたけれども、同じことじゃないですか。いろいろ理屈は皆さん役人ですからつけますけれども、改良資金助成法では「青年農業者」にした、助長法では同じ文句が「農業後継者」で残つておるんですよ。わからぬような理屈を並べてみたって農家、農民にはわからぬんですよ、そんなことは。そのことを要請しておきましょう。

それから、大臣、現在及び将来の農業経営で青年農業者の確保が最も重要な問題です。その施策は、私は大胆な発想の転換をしなければならないと思う。従来の枠組みの中にこだわって、それはいわゆる仕組みはあることは知っていますよ。しかし、農水省の官僚の皆さん方が政策や法律をつくるときの頭はすぐいつも大蔵省へ行つてゐるんですね。こういう法律を出したら、政策をとつた

ら財政当局は何と言つておつたんでは新しい政策も新しい青年農業者も出てこない。大胆な発想の転換を求めているわけです。大臣、どうでしようか。——大臣ですよ。局長がそんな全部のことと言えるか。

○政府委員(上野博史君) 大きな政策立案をいたしまるといふことにつきましては、その要請の根っこになつております現状に即して物を考えていかなければならぬということも一方ござりますし、それからまた、それに財政資金を要するということござりますれば、財政との関係の兼ね合いを考えていくこともこれは避けられないと申しますと、「農業後継者たる農村青少年」の考え方と差がないといふことになります。

○國務大臣(田名部匡省君) 実際に事を進めようとして、お話しのような法律あるいは予算を伴うのは当然であります。私どもはどちらかといふと政治家でありますから、抜本的に大胆にやるようによつて言つてますが、なかなかそここのすり合わせがですね、ただ、考え方としては、従来のものをちょっと手直しした程度ではもういかぬということでは申し上げております。

○村沢牧君 ただ、そこまで踏み込んでいきますと、これまで踏み込んでいきますと、これはまた国会でもいろんな議論がおありだろうと思うのですが、しかしながらそつともあわせて改正すべきなのが当然だと思うんです。そこで、例ええばE.C.の農業青年者に対する就農助成金とか、あるいは農業近代化のためのいろんなところに投資をしておる。これを少し勉強したらどうですか。

○國務大臣(田名部匡省君) それから、私は一つのアンケート調査表を持っていますが、それによりますと、就農前では、農地取得の不安を持つておられるのが二四%、技術不足に対する不安が二四%、資金の不足が二〇%、新しい生活に対する不安が一六%。あるいは就農後では、技術経験不足が二九%、現金収入不足が二〇%、資金の不足が一四%、あるいは土地問題、労力問題等があります。恐らくこのアンケートはもう間違いないと思うんですよ。これがやっぱりかしここを乗り切らないと将来に展望が持てない

う議論は、当然反対も出るでありますよ。ですから、かしここもまた事実なんですね。ですから、そういうところもまた事実なんですね。そこで、大臣、若者が農業に不安を持っている。農家の方々の意識というものをいかに変えていくか。これがないと、また一方では非常に私が考えている大胆なということも難しい面もあると思うのです。そういうことはわかりつつも、どうしてもやつぱり

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的には、私どもがお示しすることも大事でありますけれども、農業としてどうすることで経営が成り立つかということは、地域によつてもそれぞれ事情はあると思うんです。ですから、それぞれ農家の若い人たちが自分ならばこういうものをこの程度にやつて、これで他産業並みの収入が得られる農業ができるというものを農家自身がやっぱり持つてきてほしい。それに対して国はどれだけのことができるか。何が上で計算をして全国に流してといふのは私は余りいいやり方ではないと思つてます。

○國務大臣(田名部匡省君) ですから、みずからがそういうことがきちっとできるかどうかというものは、現段階では困難も伴うでしようし、いろいろと相談をしながらそういう方向に誘導していかなきゃならぬ。そういうことがないと、何かやれと言われるからやつたがうまいかないという不満というものは後々出てきますし、やっぱりこうしてやりたいということに対する国の援助というものが必要ではないのかなという気がして、先般も、まあ全部を聞くというわけにいきませんが、各県のそうした方々の意向というものをとつて、それに合わせた農政というものをしていく必要があるということをお話し申し上げておるわけであります。

○村沢牧君 そうは言つたって、農家がひとつやつてください、米価上げてください、畜産物価格上げてくださいと言つたって皆さん聞かないじやありませんか。そんなことを農家にばかり押しつけたってだめですよ。

○國務大臣(田名部匡省君) そこで、この改良資金というのは、国と都道府県が財政資金を出し合つて資金を造成して貸し付ける、それで償還金を繰り返していく、これを貸付財源にするわけですから、したがつてこれは国が利子補給するものでもない、あるいは農業者に対する補助金でもない。農業者は無利子といえど

も元金を償還しなければならないわけですね。

そうだとするならば、これは局長に聞くけれども、もつと農業後継者をつくるために「三分の二」が出すなんてことを言っているが、これは四分の三ぐらい出したらどうか。あるいはこの規則の中にも随分私はこれからえていかなきやならない、貸付条件を変える必要があるというふうに思っていますけれども、そういうような前向きな姿勢を示しますかどうですか。

○政府委員(上野博史君) この農業改良資金は例の普及事業と非常に密接な関連があつて運用しているわけがございまして……

○村沢牧君 質問だけに答えてくれませんか、時間がなくなるから。

○政府委員(上野博史君) はい。それで、その普及事業などものは県と国との共同事業ということになりますことから、先ほど委員申されましたような負担区分になつておるわけでござります。

これをふやすということにつきましては、これはなかなか現在の国と地方公共団体の財源の状況等々、また財政の話で恐縮でございますが、そういう問題もあるわけでございまして、そう簡単な話ではないだろうというふうに思つております。

それから、資金の貸付条件等内容につきましては、これは我々としても鋭意努力をして、貸付資金総額枠の拡大等についても平成三年度に引き続いて今回また大幅な増額を図ろうとしているといでございます。

○村沢牧君 なるほど今回七百五十万から一千二百万円にした。一千二百萬でいいのかどうか、今のいろいろ物価の高いときに。これだつて問題がありますよ。

それから、一律据え置き三年、償還を十年とやつておるけれども、貸付対象によつては十年では短過ぎる。他の法律と関連をして、固定資産の減価

償却見てもこれは短過ぎる、そういうものもありますよ。私たちは一々例を持つていますけれども、時間がありませんから申し上げませんけれども、そういうのは要請によって変えていく、そういうふうに考へてますから、そういうふうに考へている次第でござります。

○政府委員(上野博史君) この据置期間ないし償還期間につきましても、今回の改正で延長を考えているわけでございまして、言うなれば状況の変化に合わせて我々としても対応をしてまいりたいと存じます。

○村沢牧君 そこで、農業後継者を確保するためには、先ほど申しましたように、先進諸国もいろいろやつてある、あるいはいろいろのアンケート調査もある。それにしては今回の改正は不十分である。農業の社会に入ろうとする人が就農前、就農後の資金対策に不安を持つことは当然のことだと思います。

そこで、フランス並みの助成は当面できないとしても、改良資金で就農前の研修経費の一部を貸して、そして研修終了後一定の年限を就農した場合にはその償還を免除する。農業会議の農水大臣の諮問に対する答申でも三年程度の生活費を含む奨学金制度の検討を強調しているんです。せめてこのくらいのことはやつぱり今後やるべきだと思ふが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 青年農業者資金で就農前研修に貸与した資金を就農後免除するというお考えだというふうに理解をいたしましたんですけど、この問題につきましては現在個人補助といふものがございません。そういうことをいたしておらないというような点で一つ問題がござります。

○村沢牧君 なるほど今回七百五十万から一千二百万円にした。一千二百萬でいいのかどうか、今のいろいろ物価の高いときに。これだつて問題がありますよ。

それから、一律据え置き三年、償還を十年とやつておるけれども、貸付対象によつては十年では短過ぎる。他の法律と関連をして、固定資産の減価

が出来はしないかということ等技術的な問題もあるわけでございまして、慎重な検討が必要だというふうに考へている次第でござります。

○村沢牧君 今まで申し上げたこと、これから申上げることは今やつてないですね。ないことがやつぱり姿勢がなくてはならない。どうでしようか。

○政府委員(上野博史君) この据置期間ないし償還期間につきましても、今回の改正で延長を考えているわけございまして、言うなれば状況の変化に合わせて我々としても対応をしてまいりたいと存じます。

○村沢牧君 そこで、農業後継者を確保するためには、先ほど申しましたように、先進諸国もいろいろやつてある、あるいはいろいろのアンケート調査もある。それにしては今回の改正は不十分である。農業の社会に入ろうとする人が就農前、就農後の資金対策に不安を持つことは当然のことだと思います。

そこで、フランス並みの助成は当面できないとしても、改良資金で就農前の研修経費の一部を貸して、そして研修終了後一定の年限を就農した場合にはその償還を免除する。農業会議の農水大臣の諮問に対する答申でも三年程度の生活費を含む奨学金制度の検討を強調しているんです。せめてこのくらいのことはやつぱり今後やるべきだと思ふが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 青年農業者資金で就農前研修に貸与した資金を就農後免除するというお考えだというふうに理解をいたしましたんですけど、この問題につきましては現在個人補助といふものがございません。そういうことをいたしておらないというような点で一つ問題がござります。

○村沢牧君 なるほど今回七百五十万から一千二百万円にした。一千二百萬でいいのかどうか、今のいろいろ物価の高いときに。これだつて問題がありますよ。

それから、一律据え置き三年、償還を十年とやつておるけれども、貸付対象によつては十年では短過ぎる。他の法律と関連をして、固定資産の減価

策を講じなきやいけない。なるほど新規参入者に門戸を開くこともいいけれども、一年間に七十人程度の新規参入者、程度と言つちや失礼ですけれども、それよりもこれから集団的に農業を若い者が集まつてやつていいこう、そのことに對して手厚い面倒を見ることが日本農業を発展させることであります。

○村沢牧君 今まで申上げたこと、これから申上げることは今やつてないですね。ないことがやつぱり姿勢がなくてはならない。どうでしようか。

○政府委員(上野博史君) この据置期間ないし償還期間につきましても、今回の改正で延長を考えているわけございまして、言うなれば状況の変化に合わせて我々としても対応をしてまいりたいと存じます。

○村沢牧君 そこで、農業後継者を確保するためには、先ほど申しましたように、先進諸国もいろいろやつてある、あるいはいろいろのアンケート調査もある。それにしては今回の改正は不十分である。農業の社会に入ろうとする人が就農前、就農後の資金対策に不安を持つことは当然のことだと思います。

そこで、フランス並みの助成は当面できないとしても、改良資金で就農前の研修経費の一部を貸して、そして研修終了後一定の年限を就農した場合にはその償還を免除する。農業会議の農水大臣の諮問に対する答申でも三年程度の生活費を含む奨学金制度の検討を強調しているんです。せめてこのくらいのことはやつぱり今後やるべきだと思ふが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 青年農業者資金で就農前研修に貸与した資金を就農後免除するというお考えだというふうに理解をいたしましたんですけど、この問題につきましては現在個人補助といふものがございません。そういうことをいたしておらないというような点で一つ問題がござります。

○村沢牧君 なるほど今回七百五十万から一千二百万円にした。一千二百萬でいいのかどうか、今のいろいろ物価の高いときに。これだつて問題がありますよ。

それから、一律据え置き三年、償還を十年とやつておるけれども、貸付対象によつては十年では短過ぎる。他の法律と関連をして、固定資産の減価

省の新しい政策の中でも、これから経営の方といふのは当然でありますから、そういう場合に、法人もさることながら法人に入つてやつていう青年の集団、これに対してもやつぱり面倒を見なきゃいけないというふうに思います。

それから、青年農業者が近代的な農業経営を担当するにふさわしいものになるためには、國や地方公共団体の積極的な対応が必要であります。すなわち、必要な助言や指導、農用地のあるは住宅の確保のためのあつせんだとか援助、必要な研修を受ける機会を提供するなど、國や地方公共団体の任務といふのは大きいと思うんですね。これをどういうふうに考えますか。

○政府委員(上野博史君) まさに委員御指摘のとおりだというふうに考えておるわけでございまして、濃密な指導を青年農業者に対してこれまで行ってまいりましたが、平成四年度から新たに短期の研修コースを都道府県の農業者大学校に設けるというようなことによりましてさらに充実をさせてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○村沢牧君 それならば、ただ国が財政支出で都道府県の必要とする金の三分の一出した、あとは県に任せることじゃなくて、國も県も成果を上げるために、その責務を全うするために、これはその援助規定を、國や地方公共団体が援助するなどということを私は案文上もうたうべきだと思う。将来うたうべきだと思うんですね。そしてやっぱり責務を明らかにする、そのことを要請をしておきましょう。きょうはうたつてないから当然うたつてありますから、それ以上のこととは言いませんよ。これは小出しで、小手先だということなんですよ。だから、現行法それから今回の改正に今私

が言つたようなことをさらに加えてこの法律を充実させていく、そういうつもりで言つたんですよ。

その中身は、私ども社会党が提案した法律に全部書いてあるんですよ。ですから、社会党の法律じや書いただけというふうなことを皆さんもおっしゃらぬ。だめだというふうなことを皆さんもおっしゃらぬ。やりましたよし、私どもも、財政もあることでも知つておる、大蔵省もあることも知つておるが、せめてこのくらいのことはできないのかといふ現実的な立場に立つて法案も提出したんです。だから、これは発想の転換をしなきゃならない。そして、そのくらいにしても資金だけでは青年農業者を確保することはできない。そこで、社会党の提案に対しまして議員の各位に御支援と御賛同もいただきたいし、真剣に討論してもらいたいと思うんですよ。私どもの案と政府案とを比べてみて、やつぱり政治家はこのくらい踏み切らにやいけないということで私どもは提案してありますから、政府も真剣に動いてみてもらいたい、そのことを要請して、私の質問を終わりたいと思う。

以上です。

○大瀬綱子君 質問通告した順番と少し変わりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○大瀬綱子君 今回の改正の中で、新規就農者にも無利子貸し付けの道を開いたということは評価できることだと思いますけれども、新規農業者といえどもすぐに技術の習得であるとか経験の研修はどうするんだということが必要になつてくるわけですから、そういう場所として、学校教育法に規定をされている農業高等学校であるとか農業改良普及所、農業試験場などを活用できる農民研修教育施設について以下質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひ申しあげます。

おります協同農業普及事業に対する交付金、これが昭和五十八年度の、昭和五十八年といふのは県農業者大学校がスタートしたときなんですね。それで、そのスタートした以後、予算額が一円も増額をされていないという実態になつておりますけれども、この表を見させていただく限り、後継者育成とかあるいは優秀な農業後継者を育てると言つてきましたけれども、この予算の推移を見て御答弁いただけますでしょうか、どういうことなんか。

○政府委員(上野博史君) 私どものところにお配りをいたいたいた資料、数字のとおり協同農業普及事業の交付金についてはそういうことでございまして、やはり農業、農村を取り巻く諸情勢の変化に対応して、農業の発展方向や農業者のニーズというものにより的確に対応した高度な取り組みを強化するという努力を一方でいたしてまつてゐるといふつもりでござります。その一つが、平成二年度から普及活動の高度化特別対策といふものを実施いたしてまいりまして、その後連年充実をしてまいつてあるといふことでございます。

○大瀬綱子君 内容が充実をされているならば、当然そこにはその財源的な裏づけというのがありますけれども、この表を見る限り、五十八年度から平成元年度まで全く同額で推移をしていますね。そして、それ以後は減額をしている状況です。こういう状況の中で、今あなたがおつしやつたように、その充実を目指して拡充しているんだというのは、本当にかけ声ばかりだというふうに指摘せざるを得ないわけでございまます。

いとります。その中で、この県農業者大学校卒業生の就農状況、就農率は実に六六・八%とこれは非常に高いものがあるというふうに思つております。今後の農業後継者の重要な部分をこの

県農業者大学校が担うことになるということは、この数字を見ていただいてもわかると思ひます。農業専従者の数は、卒業生の中で四百五十一人、これは先ほど村沢委員の質問の中にも、新規学卒者の中でも、この部分の四割をこの県農業者大学校の人たちが担つていて、その数字がここに出てゐるわけございます。これを見ていたいとも、この県農業者大学校が担うことになることには、この数字を見ていただいてもわかると思ひます。この協同農業普及事業交付金の中から振り分けられるわけですが、大体どういう基準にして、県農業者大学校がいかにこれから農業後継者を育てていく基盤であるかということは御理解がいただけると思います。

○政府委員(上野博史君) この農業者大学校にどれだけの経費が回つていくかということについては、それぞれの農業者大学校の資金需要のいかんによつて変わってまいるわけでございまして、私どもの方が一律的な基準で全体の都道府県に対する交付金のうちのこれだけを渡してくれというような話にはいたしておりませんで、いわば結果論として農業者大学校でこれだけのお金が使われたというような報告が参つてゐるということでござります。

九

らの予算がつくわけですけれども、県からの予算の計上額は大体年平均二億二千八百万円程度で推移をしています。

こういう予算の運営費が盛られている一方で、この新潟県の農業大学校では農産物をつくつてはいるわけですね。その学生たちがつくる農産物収益金は、穀物で三千六百九十七万円、野菜では七百八十五万円、果実で八十八万円、花卉類が四百五万円、そして畜産・酪農では四千百十三万円と、合計で年間に九千万円もの収益を上げています。

この九千万円の金額はそのまま県に納付をされるという形で、先ほどの運営費とは別建てに扱われているということをございました。そうしますと、県のさつきの二億二千八百万円というのは、この九千万円を実質的に差し引きさせていただきますと、実際には一億三千万円程度しか使われていなといふことになるわけをございます。

この九千万円の金額はそのまま県に納付をされるという形で、先ほどの運営費とは別建てに扱われているということをございました。そうしますと、県のさつきの二億二千八百万円というのは、この九千万円を実質的に差し引きさせていただきますと、実際には一億三千万円程度しか使われていなといふことになるわけをございます。

この金額が多いか少ないかということは、学校当局者に聞いてみましたが、大変十年間横ばいの運営費でやられてきたことに対しては厳しい現状にあるといふことがあります。それはどうだと思うんですね。家畜の飼料にしてあるいは電気、ガス、水道のこういう公共料金にしても、その学校運営する資金のすべてがこの十年間に上がつてこなかつたということはだれも断言できないわけですが、そういう中で、運営費が全く増額されないでてきたということは、学校経営が大変苦しい状況であるということは、これは正直なお言葉だつたといふことに理解をしています。

こういう中で、農業者大学校の関係者は、それでも自分たちの農業者大学校の位置づけ、今の農業後継者が育たないこの時期に至つて、いかに重要なあるかという認識をとらえる中で、これから農業者大学校についてといふような資料を提出する中で、二十一世紀に生きる若者に魅力ある教育内容、施設の整備をしたいということの中で、教育内容の見直し、検討をしていく、そして先端的農業技術者教育や施設の整備の強化をしていき

たい。それに、パソコンの導入であるとか、ハイテクの関連教育施設を充実してほしいとか、あるいは養液栽培施設をつくつてほしいとか、そんなようなことがあるわけですね。

そしてまた、国際化が進められていく中でも、国際的に協調できる人たちをつくつていくために、は、国際交流の場というようなものもこれからはどうしても必要になつてくるのではないか、あるいは交換学生というような形もとらなきやならない。そしてそういうことをしていくには、何よりも指導員の人たちの資質を向上していかなければならぬ、先生の教育あるいは研修をする時間を与えていただきたい、こういうことを言つているわけですね。これらのことすべてやるにはやつぱりその財源的な裏づけというのが当然必要になつります。この改良資金助成法が改正をされるこの際、大幅にこの県の農業者大学校に対する予算づけをふやしていただく方向でも取り組んでいただけをふやしていただきたい、いかがでしょうか。

○政府委員(上野博史君) 私どもとしても農業者大学校の重要性につきましては理解をいたしました。これがどうぞよろしくお聞きをしています。それでございまして、できるだけ先生がおつしやつたような方向で努力をしてまいりたいとを考えてやつてまいつてお聞きをいたしました。この学校の運営費は、はしごにくいわけですが、自分のうちは一台パソコンを導入するわけですが、いかがでしょうか。この学校の運営費が全く増額されないできたということは、学校経営が大変苦しい状況であるということは、これは正直なお言葉だつたといふことに理解をしています。

○政府委員(上野博史君) 私どもとしても農業者大学校の重要性につきましては理解をいたしました。これがどうぞよろしくお聞きをいたしました。この学校の運営費が全く増額されないできたということは、学校経営が大変苦しい状況であるということは、これは正直なお言葉だつたといふことに理解をしています。

○政府委員(上野博史君) 私どもとしても農業者大学校の重要性につきましては理解をいたしました。これがどうぞよろしくお聞きをいたしました。この学校の運営費が全く増額されないできたということは、学校経営が大変苦しい状況であるということは、これは正直なお言葉だつたといふことに理解をしています。

○政府委員(上野博史君) 私どもとしても農業者大学校の重要性につきましては理解をいたしました。これがどうぞよろしくお聞きをいたしました。この学校の運営費が全く増額されないできたということは、学校経営が大変苦しい状況であるということは、これは正直なお言葉だつたといふことに理解をしています。

○政府委員(上野博史君) 私どもとしても農業者大学校の重要性につきましては理解をいたしました。これがどうぞよろしくお聞きをいたしました。この学校の運営費が全く増額されないできたということは、学校経営が大変苦しい状況であるということは、これは正直なお言葉だつたといふことに理解をしています。

○政府委員(上野博史君) この新潟県の農業大学校のケースについて直接どうだということを確認はいたしておりませんが、一般的にこの農業者はもう自分のうちに一台パソコンを導入して、自分のデータは全部パソコンに入れて經營をする時代が来ていると思います。そういう中で、実践的な学校ですから、自分のやつている教科について自分で専用のパソコン一台ぐらいあつて当然だと思いませんし、ハイテクの施設につきましても、これは平成二年度に小さなものを一つつくつていただきました。つづいていただきながらそこへ専用の職員、技術者を派遣させ残念ながらそこへ専用の職員、技術者を派遣させてしまふことはできませんでした。そして、今までの実習教育に当たつていた職員の中から一人二ヵ月間だけ新潟大学に研修をさせるということの中でのバイテク施設を使わせているという、それでございまして、できるだけ先生がおつしやつた方向で努力をしてまいりたいとおもいます。

○政府委員(上野博史君) この新潟県の農業大学校のケースについて直接どうだということを確認はいたしておりませんが、一般的にこの農業者はもう自分のうちに一台パソコンを導入して、自分のデータは全部パソコンに入れて經營をする時代が来ていると思います。そういう中で、実践的な学校ですから、自分のやつている教科について自分で専用のパソコン一台ぐらいあつて当然だと思いませんし、ハイテクの施設につきましても、これは平成二年度に小さなものを一つつくつていただきました。つづいていただきながらそこへ専用の職員、技術者を派遣させ残念ながらそこへ専用の職員、技術者を派遣させてしまふことはできませんでした。そして、今までの実習教育に当たつていた職員の中から一人二ヵ月間だけ新潟大学に研修をさせるということの中でのバイテク施設を使わせているという、それでございまして、できるだけ先生がおつしやつた方向で努力をしてまいりたいとおもいます。

○政府委員(上野博史君) この新潟県の農業大学校のケースについて直接どうだということを確認はいたしておりませんが、一般的にこの農業者はもう自分のうちに一台パソコンを導入して、自分のデータは全部パソコンに入れて經營をする時代が来ていると思います。そういう中で、実践的な学校ですから、自分のやつている教科について自分で専用のパソコン一台ぐらいあつて当然だと思いませんし、ハイテクの施設につきましても、これは平成二年度に小さなものを一つつくつていただきました。つづいていただきながらそこへ専用の職員、技術者を派遣させ残念ながらそこへ専用の職員、技術者を派遣させてしまふことはできませんでした。そして、今までの実習教育に当たつていた職員の中から一人二ヵ月間だけ新潟大学に研修をさせるということの中でのバイテク施設を使わせているという、それでございまして、できるだけ先生がおつしやつた方向で努力をしてまいりたいとおもいます。

○大渕綱子君 この県の農業者大学校では、いわゆる授業料といいますか、入学金、授業料といいますかにも農業改良資金助成法の中で、教材であるとかあるいは寮費に当たる部分についても無利子で貸し付けができるということになります。そのためには免除になっているんですけども、そのほかに国際的に協調できる人たちをつくつしていくために、は、国際交流の場というようなものもこれからはどうしても必要になつてくるんではないか、あるいは交換学生というような形もとらなきやならない。そしてそういうことをしていくには、何よりも指導員の人たちの資質を向上していかなければなりません。

○大渕綱子君 厳しい予算の中、厳しい状況であると言われますけれども、日本の農業の状況はいと申しますけれども、状況として非常に今厳しい状況にあるんだということについても御理解もいただきたい、かよう考へる次第でござります。○大渕綱子君 厳しい予算の中、厳しい状況であると言われますけれども、日本の農業の状況はもっと厳しい状況にあるんですよ。そのところをきちんと認識していただきたいと思います。

新潟県のこの農業者大学校でも、パソコンの導入数が二十一台なんですね。全校の学生が百二十人ですので、とても足りない。私は、今これからこの農業者はもう自分のうちに一台パソコンを導入して、自分のデータは全部パソコンに入れて經營をする時代が来ていると思います。そういう中で、実践的な学校ですから、自分のやつている教科について自分で専用のパソコン一台ぐらいあつて当然だと思いませんし、ハイテクの施設につきましても、これは平成二年度に小さなものを一つつくつていただきました。つづいていただきながらそこへ専用の職員、技術者を派遣させてしまふことはできませんでした。そして、今までの実習教育に当たつていた職員の中から一人二ヵ月間だけ新潟大学に研修をさせるということの中でのバイテク施設を使わせているという、それでございまして、できるだけ先生がおつしやつた方向で努力をしてまいりたいとおもいます。

○大渕綱子君 この県の農業者大学校では、いわゆる授業料といいますか、入学金、授業料といいますかにも農業改良資金助成法の中で、教材であるとかあるいは寮費に当たる部分についても無利子で貸し付けができるということになります。そのためには免除になっているんですけども、そのほかに国際的に協調できる人たちをつくつしていくために、は、国際交流の場というようなものもこれからはどうしても必要になつてくるんではないか、あるいは交換学生というような形もとらなきやならない。そしてそういうことをしていくには、何よりも指導員の人たちの資質を向上していかなければなりません。

○大渕綱子君 厳しい予算の中、厳しい状況であると言われますけれども、状況として非常に今厳しい状況にあるんだということについても御理解もいただきたい、かよう考へる次第でござります。○大渕綱子君 厳しい予算の中、厳しい状況であると言われますけれども、日本の農業の状況はもっと厳しい状況にあるんですよ。そのところをきちんと認識していただきたいと思います。

○大渕綱子君 厳しい予算の中、厳しい状況であると言われますけれども、日本の農業の状況はもっと厳しい状況にあるんですよ。そのところをきちんと認識していただきたいと思います。

ようなものがほかにもいろいろあるわけですが、この専修学校については短大という扱いはしていないという、学校教育法の中でも短大に知らないものもあるわけですが、私どものものを入れるという、そのことだけから言えば一つの考え方としてあるのかなという気がしないか、かのように考える次第でございます。

○大瀬綱子君 農水省としてこれから後継者を育てていかなければならぬとこれほど各方面から言われているじゃないですか。農業会議所でも農水大臣に対する答申を出しました。そして、農協、全中でも担い手の確保ということが最大課題である。もちろん農業白書においても、これから農業後継者をどう育てていくかということが一番の課題であると皆さんうたつてているじゃないですか。

そういう状況の中で、農業後継者に希望と誇りと勇気を与えると大臣はさつき言いました。そのことが、この資格を与えることによってその後継者の人たちにその道を開くことになるんじゃないですか。そして、短大卒の資格が与えられれば、この県農業者大学校を卒業した者でも、四年制農業大学に編入をしたければ、試験を受けることによつて編入することができる資格も与えられるんですね。そして、農業短大を卒業するといただける農業者資格というものが当然同等にいただけるはずなんですね。ところが、今現在ではそういうことになつていません。そういう道を切り開くことこそ、後継者育成のこれからの方針づけであるというふうに私は強く思っています。

この間新潟県の農業大学校を訪れまして、後継者が育たない育たないと言わっているから、さぞやまあそんなに生き生きとした学園生活が送られているんじゃないだろうという予想の中で訪ねたわけですけれども、学んでいる学生たちは大変生き生きとしていました。大地に触れ、そして生きる生き物に触れて、そして自分たちが育てた果樹

や野菜を収穫する喜び、本当にみんな生き生きしていました。私たちが回っていくのに、私たちがあいさつをする前に向こうから大きな声で、よくいか、かのように考へる次第でございます。

あれほど生き生きと学び取つて、そして将来に向けて、農業に対し明るい展望を持つている人たちは、私は一人一人、全部には聞きませんでしたけれども、実習をしていてる学生さんたちに声をかけました。そして、どうですかと言つたら、いや、ここを出ると短大の資格はもらえるんだという認識は学生たちは持つています。それはそうですよね、先ほどのPR紙もそうですし、この入校の案内書にもきちんとそのことはうたわっていますから。そういうことの中で、これはもう法的にきちんとやつていかななければ私はここに来たかいがないというふうに思つていてるわけです。ですので、ぜひそのことを、希望を持てるような方向に前向きに大臣取り組んでいただきたい。

私は、答弁書で答えていただかないで、今私が訴えたことに対し率直に大臣の気持ちをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(田名部匡省君) 気持ちはわかります。水産大学校も同様であります。どうしても資格が欲しいということになると、既存の大学、文部省で言うところの大学に入らなきゃならぬわけですが、これは学校教育法という法律の中で縛られておりますから、勝手にこつちで大学を行つてはいろんなものをやらされるわけですね。また、それも国語も社会もあれば英語もあれば何でもやる。それがないわけですから、そこが大きな違いとなつて、しかし専門家として農業で

やろうというそのカリキュラムというものは組まれて、十分それで農業としての権威者になれるといふことで、これはなかなか何回かありました。私も水産大学校のことで文部省とかけ合いましたけれども、結局はそのところにひつかかるものが出てくるということでなかなか前進しないんです、これも。ですから、同じようにこの大学は、大学の「資格」とこう書いてあるのは少し書き過ぎかな。そういう資格はそういうときと与えられるときと書いたらよかつたんですが、何でもかんでも資格が取れるということはかえつて誤解を与えたのかな、こう思つております。

○大瀬綱子君 文部省に大学審議会というものが設置をされているわけですね。そういうところにぜひ大臣から話しかけていただいて、私は広く浅く全部の学科を教育された者の方が学術的にすぐれているとは思いません。専門的に一つのことを集めて学問を受けた者もそれなりに私はきちんと立派なものだというふうに思います。そういうことに対して資格を与えていくといふことは必要だろうというふうに思いますが、そんな既存の枠にとらわれないで、今のこの時期でございますから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいことを心からお願い申し上げたいと思います。

それからもう一つ、農業大学校を訪れまして、大変広い敷地で、新潟の場合は、特に優遇されて六十町歩ぐらいの敷地があるんですね。六十町歩ぐらいの敷地の中に一つの小さな村が存在をしているというような形になつてゐるわけですが、も、このところに近郷の小中学校の生徒さんにもたまには開放するような道が開けないだらうかなというふうに思つたわけございます。この新潟の場合は興農館高校と新潟県農業大学校が併設をされているわけですが、高校生と大学生とそれから小学生たちがたまに一緒に研修するような場所がつくれないかなという思いをして視察してきました。

全国農業会議所の農林水産大臣諸間にに対する本答申とかあるいは平成三年度の農業白書などに手の確保ということが最重要課題ということでお達成しているのは理解できますけれども、ほかの資金に対する対応は本当に減少方向を示していくわけですが、近年の貸付動向を見ますと、生産方式改善資金は大きく増加をしてその目的を達成しているのは理解できますけれども、ほかの制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする」とあるわけです。このところは今回変わることころがあるわけです。このところは今回変わることころがあるわけですが、今までの農業改良資金助成法の第一條に「農業者等に対する生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行つてまいりたい、かように考えます。

○大瀬綱子君 それでは、最後ですけれども、今回の農業改良資金助成法の第一條に「農業者等に対する生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行つてまいりたい、かように考えます。

○政府委員(上野博史君) 農業者大学校につきましては、農業者の生涯教育に関するセンターだと聞いています。そこで、これはもう法的にきちじめんで、卒業生あるいは地域のリーダーあるいは婦人農業者という方々に対する研修も行えます、これも。ですから、同じようにこの大学は、大学の「資格」とこう書いてあるのは少し書き過ぎかな。そういう資格はそういうときと与えられるときと書いたらよかつたんですが、何でもかんでも資格が取れるということはかえつて誤解を与えたのかな、こう思つております。

○大瀬綱子君 文部省に大学審議会というものが設置をされているわけですね。そういうところにぜひ大臣から話しかけていただいて、私は広く浅く全部の学科を教育された者の方が学術的にすぐれているとは思いません。専門的に一つのことを集めて学問を受けた者もそれなりに私はきちんと立派なものだというふうに思います。そういうことに対して資格を与えていくといふことは必要だろうというふうに思いますが、そんな既存の枠にとらわれないで、今のこの時期でございますから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいことを心からお願い申し上げたいと思います。

○大瀬綱子君 それでは、最後ですけれども、今

いうことは、これから将来的に農業後継者を育てていく上からも決してむだにはならないんですね。いかなと思いますので、そういう方向でもぜひ御検討いただきたいということをお願いします。いかがでしよう。

思ひをしています。この法によって必ずしも農業後継者を育成することができないんであるならば、この際本当に思い切った農業後継者を育成するための立法が必要だというふうに思っていますけれども、この件につきましてもう一度御答弁をお願いいたします。

○政府委員(上野博史君) 今回の改正につきましては、先ほど村沢委員の御質問のときにもお話を出ましたように、やれることをとにかく一歩、二歩前に進めてやつていくという考え方でやつてゐるわけでございまして、今後、新政策検討の過程を経ていろいろと詰めるべきものを詰め、その上で施策を充実するという段階に立ち至つてしまりますれば、それに応じた考え方で対応しなければならない、かように考えていいるところでございます。

○大淵綱子君 終わります。

○菅野久光君 ただいまの大淵委員とのやりとり

を聞いていて、農業者大学校を卒業した者は、公

務員の関係については短大卒といふことでいくのに、じゃなぜほかの人がといふ疑問は率直に言つてこれはやっぱりあるんですね。公務員に就職す

る場合には短大卒と、こういうことになるわけですから、したがつてもうちょっと知恵を動かせて、農業者大学校を卒業した者に対する、こういう

肩書といいますか、そういうものを持つている人は、これは農業者大学校を卒業しているんだとか

した人だとかといふような、そういうような何か知恵を働かせた方がいいのではないかといふう

に私はやりとりを聞きながら思つておりました。その点についてはぜひひとつ、学校教育法云々の問題もありますけれども、農業者大学校を卒業し

たといふそういう誇りを持つて農業に従事できるようないいことをぜひこれは考えてあげる

ことがありますので、その点についてはぜひひとつ検討してもらいたいということを大淵委員の質問に引き続いて私の方からも要請をしておきたい、この

ように思ひます。

○國務大臣(田名部国省君) おつしやるように担

い手確保というのは何をおいても大事なことです

ります。したがつて、意欲、能力の高い青年農業者を育成していくなければならないといふことが

あります。そこで、この点についてはぜひひとつ検討しておきたい、このように思ひます。

○國務大臣(田名部国省君) おつしやるように担

い手確保というのは何をおいても大事なことです

ります。したがつて、意欲、能力の高い青年農業者を育成していくなければならないといふことが

あります。そこで、この点についてはぜひひとつ検討しておきたい、このように思ひます。

それから、要請でありますから学校のことで

私は水産部会長のときに水産大学校を何とか同

じようなことでならぬかということで文部省と随

分やりました。四年大学ですので、学士号という

か、そういう名前の人間を取れるようにしたとい

う経緯があります。

いずれにしても、そうかといって物理や化学や

いろんなものを織り込みますと生徒がまた集まつてこないといふ面があるんですね。私はこういう

ものをやりたいと思つてゐるのに、そんな英語やフランス語や物理や化学というものまでやるとな

私も今回の農業改良資金制度について、農業後継者対策、それが重要な課題で今回の法改正ということになつてまいりましたので、この農業後継者対策における本法の位置づけの問題をまず最初に御質問申し上げたいと思います。

後継者対策を中心にする担い手対策が大変大きな検討課題になつてゐるということをありますし、者対策における本法の位置づけの問題をまず最初に御質問申し上げたいと思ひます。

間もなく発表される予定の新農業政策では農業後継者対策を中心とする担い手対策が大変大きな検討課題になつてゐるということをありますし、

また、先ごろ発表されました平成三年度の農業白書、これを見ましてもまさに担い手対策の特集と言つてもいいような大きなウエートをこの中で占めております。

このように、現在、農業後継者対策を中心とする担い手対策の確立、これがもう農政のやっぱり最大の課題であるからこそそなつてゐるのであります。つまりして、この問題について政府は今後どのように取り組んでいかれるのか、その基本方針なども思ひます。実情についてはいろいろと資料なども含めて出されておりますが、どのように一体取り組んでいこうとしているのか、そのところをひとつお考えを承りたいといふふうに思ひます。

青年農業者等育成確保資金を創設いたしました。非常にこの創設が大きな目玉になつてゐる法律でありますので、担い手対策の中でこれがどうよな位置づけを占めていくのか、その辺もあるとて説明をしていただきたい、このように思ひます。

また、農村をどう発展させていくかということは、今申し上げたことと一緒にやつぱり足腰が強くなきやいかぬといふことがまた大事。そのためには展望をしっかりと示してあげるといふことも一つ大事だということで、今新政策の中いろいろ思ひます。ただがつて、今回のこの法の改正も、さつきも申し上げたようにできるものから、しかし待つてあるわけにはいかぬものもありましたので、とりあえずもうスタートをさせるものはできるだけさりまして、この問題について政府は今後どのように取り組んでいかれるのか、その基本方針なども思ひます。実情についてはいろいろと資料なども含めて出されておりますが、どのように一体取り組んでいこうとしているのか、そのところをひとつお考えを承りたいといふふうに思ひます。

青年農業者等育成確保資金を創設いたしました。非常にこの創設が大きな目玉になつてゐる法律でありますので、担い手対策の中でこれがどうよな位置づけを占めていくのか、その辺もあるとて説明をしていただきたい、このように思ひます。

また、農村をどう発展させていくかということは、今申し上げたことと一緒にやつぱり足腰が強くなきやいかぬといふことがまた大事。そのためには展望をしっかりと示してあげるといふことも一つ大事だということで、今新政策の中いろいろ思ひます。

またがつて、今回のこの法の改正も、さつきも申し上げたようにできるものから、しかし待つてあるわけにはいかぬものもありましたので、とりあえずもうスタートをさせるものはできるだけさりまして、この問題について政府は今後どのように取り組んでいかれるのか、その基本方針なども思ひます。実情についてはいろいろと資料なども含めて出されておりますが、どのように一体取り組んでいこうとしているのか、そのところをひとつお考えを承りたいといふふうに思ひます。

青年農業者等育成確保資金を創設いたしました。非常にこの創設が大きな目玉になつてゐる法律でありますので、担い手対策の中でこれがどうよな位置づけを占めていくのか、その辺もあるとて説明をしていただきたい、このように思ひます。

またがつて、今回のこの法の改正も、さつきも申し上げたようにできるものから、しかし待つてあるわけにはいかぬものもありましたので、とりあえずもうスタートをさせるものはできるだけさりまして、この問題について政府は今後どのように取り組んでいかれるのか、その基本方針なども思ひます。実情についてはいろいろと資料なども含めて出されておりますが、どのように一体取り組んでいこうとしているのか、そのところをひとつお考えを承りたいといふふうに思ひます。

青年農業者等育成確保資金を創設いたしました。非常にこの創設が大きな目玉になつてゐる法律でありますので、担い手対策の中でこれがどうよな位置づけを占めていくのか、その辺もあるとて説明をしていただきたい、このように思ひます。

またがつて、今回のこの法の改正も、さつきも申し上げたようにできるものから、しかし待つてあるわけにはいかぬものもありましたので、とりあえずもうスタートをさせるものはできるだけさりまして、この問題について政府は今後どのように取り組んでいかれるのか、その基本方針なども思ひます。実情についてはいろいろと資料なども含めて出されておりますが、どのように一体取り組んでいこうとしているのか、そのところをひとつお考えを承りたいといふふうに思ひます。

青年農業者等育成確保資金を創設いたしました。非常にこの創設が大きな目玉になつてゐる法律でありますので、担い手対策の中でこれがどうよな位置づけを占めていくのか、その辺もあるとて説明をしていただきたい、このように思ひます。

それから、要請でありますから学校のことで

私は水産部会長のときに水産大学校を何とか同じようなことでならぬかということで文部省と随

分やりました。四年大学ですので、学士号という

か、そういう名前の人間を取れるようにしたとい

う経緯があります。

そこで、農外の新規参入者等に対してもこの時点

でこのような措置をとることにした理由、それは

どちらで農家出身の参入者というものの少ないな

がらあるという事態がございまして、できるだけ

多くの方々に少しでも条件を整えて入つていただき

く、あるいはその対策の幅を広げて農外からの方にも入りやすいようにするということを考えまして、そのために、今回、改良資金制度を見直しまして、農業者等育成確保資金として拡充をするということにした次第でございます。

○菅野久光君 私、ちょっと資料を持ってないんですけれども、農外新規参入者というの以前から見てどうなのか、以前とそう変わらない状況で推移しているのか、あるいは以前から見るとだんだん少なくなっているのがあるは多くなってきてているのか、その辺の傾向ですね、これはどんなことになりますでしょうか。

○政府委員(上野博史君) 昭和六十年ぐらいの段階では六十六人ぐらいというようなことがございましたが、年によつてかなり振れがございます。しかし、このところ三年ぐらいは七十五、六人ぐらゐの水準でございまして、安定的に推移をしておる、こういう状況でございます。

○菅野久光君 大体、言えば多少のぶれはあるけれども、横ばいの状況でございます。

○政府委員(上野博史君) そうです。

○菅野久光君 そういう意味からいへば、これは後からまたちょっと論議をしたいというふうに思いますが、そのところも大事にしていかなければならぬということです。

○政府委員(上野博史君) さうですね。

○菅野久光君 大体、言えど多少のぶれはあるけれども、横ばいの状況でございます。

○政府委員(上野博史君) さうです。

○菅野久光君 そういう意味からいへば、これは後からまたちょっと論議をしたいというふうに思いますが、そのところも大事にしていかなければならぬということで今回こういうことにしたといふふうに私も受けとめておきます。

そこで、全国農業会議所などは、これは政府の助成を得て新規就農ガイド事業を行つていて、実際に就農したのは、先ほど平成二年度で七十四人とか七十六人だとかいうようなことですから、そのところはいいんですけど、動向を、およそどういうような規模だとか、何というんですか、どういう傾向があるのか、その辺のところについてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(海野研一君) この全国農業会議所と都道府県の農業会議がタイアップしましてやつて

おります新規就農ガイド事業でございますが、これ現実に相談に訪れた回数で申しますと、これは

平成二年度で千八百三十一件。ただ、これは延べでございまして、現実にあらわれた人の実数で申しますと七百五十四名ということになつております。

この事業は六十二年からスタートしたわけでございまして、六十二年には六百人台で延べも約千回というようなことでございましたけれども、その後必ずしも徐々にふえているとも申せませんけれども、まあ上がつたり下がつたりしながらやふえているというような中で、この四年間にこの相談を受けてその結果就農したという人が百九人に上つております。これは四年間の合計でございました。

○菅野久光君 北海道の農業会議で農業青年人材銀行、グリーンバンク、これがつくられているんですが、その利用が急増しているという趣意がございました。

九一年度の同パンクの利用者は資料請求などを含め七百四十二人と、九〇年度の五百十五人に比べて四四・一%増。同パンクでは、有機農業など農産物の安全性に対し関心を持つ人が増えたのが原因と見ている。

同パンクは道農業会議の中に九〇年四月に設けられた。新規就農を希望する同パンクの利用者は九一年度二百五人(うち女性三人)と九〇年度の百四十九人より三七・六%も増えている。

者を含めると四十三人に上る。

○菅野久光君 実際に就農した人たちのうち、元

年以降の参入者百五十人について農業白書で見ますと、「参入時の年齢は四十歳以下が六一%を占めており、学歴別では大学卒等の高学歴の者が比較的多い。また、就農前の職業については、約七割が農業と関係のない職業についていた者であ

り、なかでも会社員が最も多くなっている。」「経

験部門別にみると、野菜、花き、酪農等の部門に多く就農しているが、稻作等を中心とした土地利

用型部門では、農業所得が低いことや大規模にま

とまつた農地の取得が困難なこと等から相対的に少ない」と、その実態を分析しています。

続いて白書は、「これらの若い農業者は職業として農業を選択した者であり、意欲的な農業者として自らの経営の発展のみならず地域農業に与える影響は大きく、地域の活性化を促す面が強い。」と、幾つかの具体的な事例をこの白書では紹介しております。

○政府委員(上野博史君) 先ほど委員自身お触れになられましたように、この入られる方々に対し必要な資金を供給しなければならぬという必要性の面もあるわけござりますけれども、こういふことをやりますと、農外からの新規参入者がふえるということは、やはりそれなりのメリットを伴うんではないか。

まあ、数が少ないという問題はござりますけれども、農外から、いわばまるつきり農業に縁がないかたと云うと云い過ぎかもしれません、中にはそういう方もおられるわけございまして、農業に飛び込むということについては、それを見合つた並々ならぬ意欲を持つておられる方々なわけございまして、単純に農業後継者の確保と

いう以上にその入られた地域への波及効果等もあられる場合があるんじやないか。時々新聞やなんかにそういう事例がござわうわけございまして、そういう効果がやはりあるんだろうというふうに思っています。

しかし、この年齢の人たちはもう既に妻子を持つている者も多いというふうに思われます。そのような中で、農業に参入するにはこれはよほどの覚悟を必要としたというふうに思つておられます。奥さんいのいる人であれば、やっぱり奥さんと話しておられます。

合つて、そして決意をして、農業をやろうと、こ

ういうことになる。ですから、住居を移すという

面についても、資産の処分等も伴うということは当然でござりますし、そうであればあるほど失敗したときは悲惨であるというふうにこれは思われるを得ません。

したがつて、このような農外新規参入者が農業に定着できるように、これはもう農政としてもでききるだけの助力を惜しむべきではないというふうに思います。先ほど村沢委員からも言いましたが、我が党が青年農業者就農援助法案を出した意義もまさにここにあるわけあります。

そこで、農外新規参入者の意義とそれに対する援助のあり方について、今のような状況をいろいろ私も申し上げましたけれども、大臣のお考えを

承りたい、このように思います。

○国務大臣(田名部匡省君) おっしゃるとおり、最近テレビを朝見ておりまして、非常にこの種の番組が多くなつたなと思つております。先般も若い女性の方々が、途中から見だんですが、どこかに宿泊をして農業をやつたんですね。で、帰るときの印象を聞いたら、いや、これなら私たちも農業というものを見直しました、お嫁に来てもいい、子供たちに言い過ぎているんじゃないだろうかなということ。

それから、こういう方々はやっぱりただ漫然とやりたいというんでなくて、いろいろと準備をして、私ならこうやろうという意欲をはつきりと持つて。それから、今都内に住みたくないという人が結構栃木県とか向こうから通つて、環境のいいところに住んで、だんだん家族の将来も考へると、あの大都会のもうごみごみしたところよりはここでやろうという意欲を持つたとかいう、これに参入する前にいろんな条件があるんですね。

そういうことから見ますと、私は、会社経営を少しかじつておるし、地域のリーダーとして育つ要素もありますし、また御婦人方がこの間東京近郊の農家に借りて何かつくつていいろいろ指導を受けておる。貸す方も、もう手間はかかるない同じ收入が上がるし、この方がいいと、こう言つてしまつたが、安全志向というものが高まつて、何が使われているかわからぬものより、自分でつくつて安全なものを家族に食べさせたいという御婦人の皆さんがあふえたということで、多少さま変わりはしていると思います。

したがつて、何といつても新規の人たちも大いに、これはスタートであつて、これが成功した事例が出てくると私も私ものになるのかなという期待も私どもしているわけでありまして、いずれにしても、資金の確保でありますとか就農

後の経営安定、あるいは予算、融資、税制、いろ

んなことでお手伝いをしていかなきやならぬ。ただ、取つかかりでありますから、何でもかんでももう一遍に規模を、大農地を持たせて、機械を持たせてということになると、これは危ないと理解してくれたら、あのぐらい環境がよくて、子供のための教育のためにいいということを見てくれるともっと伸びていくんでないのかな、そのためには私ども全力を挙げて努力していくといふ、こう思つております。

○菅野久光君 農業の持つくる喜び、育てる喜びというのは、これは希望している人たちは皆やつぱりそういうことを考えながらやつていると思うんです。そして、ぼろいもうけを農業でやるうなどと考へている人は私はいないというふうに思つてゐる。しかし、自分たちの食べるものを、安全な食べ物を自分でつくつてといふ、そういうことだけではこれはまた経営が成り立つていかない。

結局、そういう意味で私どももことしの畜産價格のときにもいろいろ言いましたけれども、とにかく何とか生活をしていける、営農していく、そういうようなやつぱり価格政策、所得政策といふのをしっかりと確立していくことがまたこういふ新規参入者を農業に入れていくことになるのではないかというふうには思いますが、今のところはまだこの価格の問題についてはいろいろとガットの問題などを含めてありますので、これは今すぐこのことにはなり得ないわけですが、当面し

るいは資金規模だとか体力だとかあるいは家族構成などの条件を、これは一人一人についてよくお

話を聞いて、そしてともに考えてあげる、時間をかけて十分受け入れ先を慎重に選択できるようにお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(海野研一君) これは、答弁席からこそ持たせてということになると、これは危ないとくという中で育つていただきたいものだと。これがバイオニアになつていただければ、もつともつと都会生活の今の若い人たちが農村というものを理解してくれたら、あのぐらい環境がよくて、子供のための教育のためにいいということを見てくれるともっと伸びていくんでないのかな、そのためには私ども全力を挙げて努力していくといふ、こう思つております。

○菅野久光君 農業の持つくる喜び、育てる喜びというものは、これは希望している人たちは皆やつぱりそういうことを考えながらやつていると思うんです。そして、ぼろいもうけを農業でやるうなどと考へている人は私はいないというふうに思つてゐる。しかし、自分たちの食べるものを、安全な食べ物を自分でつくつてといふ、そういうことだけではこれはまた経営が成り立つていかない。

そういう方向で、農業会議所にも農業会議にも専門の相談員を置いておりまして、これが一人一人見える希望者に個別の相談に応じて、どういう地域でどんな作物を栽培したいとか、今おつしやつた資金がどうであるとか、どの辺のことが得意であるとか、いろんなことを十分聞いた上で、内容に応じて、まず大部分の場合は新規就農のためにどこへ行つたら農地が買えるか、借りられるかというようなことが必要でございます。そのほか、農業の経験のない人に実習を受け入れてくれる農家であるとか機関であるとかを紹介したり、さらに技術や経営、資金の助成その他についてそこの相談員でわかるることは説明いたしますし、さらに詳しく知りたい人にはそれぞれの専門機関や団体等を紹介するというようなことをやりまして、これらの活動によつてそれぞれの人が希望ないし事情に応じて就農場所が見つかるよう努めているところでござりますけれども、何といつてものも何かなつたよな、こんなことをやるべきでないといふものも広報しちゃつてゐるんですけども、こういうものこそやつぱりあるといふものを使つて広報すべきじゃないかというふうに私は思つてゐる人がみんなそういうものに触れられるようにしていきたいと思っております。

○菅野久光君 新聞などで政府広報をやつてゐるわけですよね。まだ法案審議中のものまで、いかにも何かなつたよな、こんなことをやるべきでないといふものも広報しちゃつてゐるんですけども、こういうものこそやつぱりあるといふものを使つて広報すべきじゃないかというふうに私は思つてゐる人がみんなそういうものに触れるふうですよ。これはぜひひとつ考えていただきたいと思います。これはぜひととつ考えていただきたいと思います。

さらには情報の拡充を図つて、より幅広い相談に応じられるよう努めてまいりたいと思います。

○菅野久光君 それで、農外の新規参入者の方々にそのような各都道府県でこのガイド事業をやつている農業を希望される方はそこへ行つてどうぞ相談してくださいというような、そういうPRといいますか、そういうものはなさつてゐるん

すか、なさつてゐるとすればどこでなさつてゐるのか、私もちよつと見たことがないのですから、お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(海野研一君) これは、答弁席からこそ持たせてお手伝いをしておりますが、まだ政府広報という格好でやつたことはございませんけれども、そういうことも含めましていろんな格好で幅広く広報活動をやつてまいりたいと思います。

の都道府県に農業会議所があるということさえわからぬ方が私ほどだと思つんですね。そういう意味ではひとつ積極的にぜひやつていただきたいということをこの機会に要望しておきたいと思います。

それから、農外の新規参入者が就農するときに一番大きな問題はまず開業資金ですね。そのための無利子融資制度をつくることの意義は私は大変大きいというふうに思います。また、限度額等の貸付条件をこれまでよりかなり大幅に引き上げているのも評価できます。しかし、それでもなお今後ともより有利にすることについての努力を怠つてはならないというふうに思います。例えば限度額でありますと、先日の予算の委嘱審査の際にも質問が出ていましたように、現在予定されている千二百万円では北海道のような大規模な経営を最初から行う必要のある地域ではやはりこれは少ないと言わざるを得ません。このように地域地域、あるいは畜産だと水田だと畑作だと、そういうことによつてもまたこれいろいろ違うと思うんですね。そういう面については今後の検討課題ではないかというふうに思つて、法律だから一律にしなきゃならぬということでも私はないというふうに思つてます。

そういうことについて今後の検討課題としてやつてもらえるかどうか、その点についてお考えを承りたいと思います。

○政府委員(上野博史君) この貸付限度額につきましては、七百五十万から千二百万に増加をするということで、今年度から大幅な増加を図るという改正をしようとしているわけでございまして、我々としても状況に合わせて努力はしなければならないと考えるわけでございますが、今までいたように作目によつて所要の資金が違うということもそれはあると思います。

ただ、私どもがちょっと心がけておかなければならぬと思いますことは、一つには無利子資金でございまして、非常に有利な資金であるといふことから、まあ多々ますます弁ずだといふわけに

はいかない面も一方であるんではないか。ほかの一般的の農業者の方々への融資制度とのバランスみはこれは対象から外しております。これは、農林漁業金融公庫の農地等取得資金などの既存の制度融資の活用について改良普及員等が相談に乗るなどして、これはどうしても協力をしていく必要があるというふうに思つてますけれども、どうで

ようとする方々、この方々に対しても、できるだけの勉強をしていただいて、習熟をしていただけた上で入っていただくということにはするつもりでおるわけでございますが、やっぱり普通にもう継続してやつておられる方々に比べて未熟などころは残るわけだらうと思うわけでございまして、しょっぱなから自分の考えている満杯の計画で仕事に取りかかるというのにはリスクが大きい面もあるんではないか。徐々に足元を固めながら大きくしていく、その第一歩の部分についてこの資金で面倒を見るというような考え方で対応していく必要があるんじゃないかというふうな考えも持つているわけでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、事情に合わせて考

えなければならないということはあるわけでございまして、今後ともそういう気持ちでやってまいりたい、かのように考えております。

○菅野久光君 他の方とのいろいろなこういう資

金をやる場合の均衡といいますか、例えば商業だとか工業とか、そういう均衡といふことがよく言われるんですけれども、農業の場合には、自分の仕事によって収入を得る、そういうことだけじゃないわけですね、まさに地域の環境保全といいましては、七百五十万から千二百万に増加をする

といふこと、で、今年度から大幅な増加を図るといふ改正をしようとしているわけでございまして、我々としても状況に合わせて努力はしなければならないと考えるわけでござりますけれども、もう一つは資産の形成といふことについても、土地が非常に投資額もかかるものでございまして、なかなかそういう余裕

が起つてこないだろうといふふうに実態的にまず考へるわけでござりますけれども、もう一つは資産の形成といふことについても、土地が非常に投資額もかかるものでございまして、なかなかそういう余裕

その方々の農業が十分に定着をして発展していくということになりにくいのではないかというふうに思います。何か事があつてどうしてもそつならないというような事態に対応する資金としては、公庫資金の中に自作農維持資金というようなものもあるわけでもございまして、そういう面での対応ということを考えたらいのではないかというふうに考えております。

それから、無利子資金をこういうものに貸すとありますけれども、低利の資金だというような話になりますと、この改良資金といふものが無利子の資金であるということとの関係もございまして、やや別建ての考え方にならざるを得ないのかな、かようになります。

○菅野久光君　どうも、さつきからいろいろ話を私をしておりますように、やっぱり発想を変えなきや、そういう個人の生活まで倒見られないといふ一般的に言えば確かにそうかもしれません。しかし農業の持つ意義というものは非常に大きいわけでしょう。まさに地球環境を守るだとか、その地域の景観を守るだとか、いろんなそういう公共的な役割もあるわけ。だからこそ私どもはこういう主張をしているんですよ。普通の、自分で好きで商売を始めてやるのは違うわけですよ。だから何らかの援助が必要ではないのか、せつか意欲を持つて始めた人たちが途中から挫折することのないように。そこら辺はやっぱり考えてもらわにやいかぬというふうに私は思いますよ。もうさつきから言っているように、とにかく金を出すことについてはもう大蔵がいろんなことを制約していくというふうに思ふんですけれども、そこはまさに大蔵自身も発想を変えてもらわなければなりませんし、農水省自身も発想を変えた形で取り組んでもらわないところの問題の解決にはなつていかないんじゃないかというふうに私は思っています。

それから、先ほどからいろいろ話がありますよ

うに、農業改良普及員の持つ役割というのは、特に農外の新規参入者に対してはやはり大きいといふうに思います。農村に入った場合に、いろんな農村のしきたりだと、そういうその農村特有のいろんなものもあるでしょうし、都市生活をずっとやってきて、その農村の生活に溶け込むかもしれないなんというようなことなどもあるいは出でてくるかもしれない。そういう面では、この改良普及員によって生活面できめ細かな相談に乗る体制、こういうものをやっぱり整えていかなくちゃいけないんじゃないかというふうに思うんです。の役所の関係で言うんですけども、もう減らすが、改良普及員も定員削減などを含めてだんだん少なくしていく傾向にある。

○菅野久光君　せっかく意欲を持って参入した人たちが離村、離農するなどという事態が起ころないう間に、ぜひきめ細かい指導をひとつしてもらいたいというふうに要望をしておきます。それから、農業後継者の減少などの情勢のもとで、家族経営だけではもう地域の農業生産は維持できなくなっているというようなことがあるわけで、そういう点では農業生産法人等の協業組織が注目されるようになってきております。政府も新政策の検討課題として、多様な担い手の重要な一つとして法人を挙げております。その中心となるのは、当然この農業生産法人であると思いますが、一方、昨年行われた後継者等に関する意向調査では、農業生産法人等を農業の担い手として肯定的にとらえる回答が多い。その理由としては、高齢化、後継者不足の状況にある現在、従来の家族経営だけに依存したやり方では農業の維持発展は困難だとする者が半数以上を占めています。農業生産法人には、メリット・デメリットいろいろあることは事実でありますけれども、規模拡大によるコスト低減、社会保障制度への加入、経理の明確化など、すぐれた点もまた多いわけであります。この意味で農業生産法人は危機にある農業の担い手として期待できるのではないかというふうに思われますが、この点はどうなのか、そこ

て、平成四年度からは新たに若い農業者の就農促進対策事業というようなことをやりまして、新しい产地づくり等のための就農環境条件の整備ということについても努力をしてまいりたい、かようになります。

○菅野久光君　せっかく意欲を持って参入した人の点についてははちょっとありますけれども、今この青年農業者等の育成確保資金では、農業生産法人について、個人個人には貸すことができないのが、そのものに貸すことはできないということになります。

○菅野久光君　先ほど村沢委員の質問の中でもその点についてはちょっとありますけれども、今農業白書でも、農業生産法人等の事業体の代表者の意向を聞いたところ、ほとんどの者が規模拡大を図りたいとするなど積極的な経営姿勢を示しております。「また、後継者以外の者でも能力と意欲があれば構成員に加え経営を発展させていくたといどする事業体もあり」ということで、「手持資金の少ない非農家出身等の新規参入者の受け入れ先としての面からも注目される」というふうに言つておられます。

そこで、農外新規参入者の受け入れ先についておおところでございます。そのところをまずお伺いいたしたい。

○菅野久光君　農業就業者が年々減少いたしてまいりますが、この点はどうなのか、そのところをまずお伺いいたしたい。

○菅野久光君　農業就業者が年々減少いたしてまいりますが、この点はどうなのか、そのところをまずお伺いいたしたい。

○菅野久光君　この新規参入者の関係、これは要するに農外から入るというようなことであれば、それはそのとき、その方々それぞれの事情がおりになつて、どちらかと云うと個別でお考へになつておられる面が今のところは多いんじゃないかというふうに思いますが、それどころか法人の形での新規参入というものもあるうかと思ひます。

それから、この改良資金の関係で新規参入青年を常時従事者として抱えている法人を対象にすべきではないかという御質問かというふうにも受

け取るわけでございますが、この点については、私ども先ほど言いましたような農業生産法人の位置づけ、これがどうなるかと、いうことが大きな観点で言えば一つの何といいますか、そこが示されるということが一つの手がかりになるわけでございます。それからまた、やや技術的になりますと、それも貸し付けの相手方を法人にするのか個人にするのか等々、いろいろやはり考えるとなると議論もあるわけでございまして、現在のところ必ずしも一般的な形ではないのですから、もう少し様子を見て、実態を見ながらそこについての検討はいたしてみたい、かように考へておられるところでございます。

○菅野久光君 農外の新規参入者をやるために、先ほど言いましたように、生産法人に対する議決権が過半数を占めるというところについては何かこういうことを考えていくことが、より農業に対する新規参入者をふやしていく、そういう有効な手段の一つになるのではないかというふうに思っていますから、その辺のところはぜひひとつ検討して、できるだけ早く検討して、そして貸し付けの条件なりなんなり変えるのであれば変えるといふことで、いいことはできるだけ早くやるようにしてもらいたい。一度やつたらしばらくそのままにしておくなんというようなことのないように、ぜひこれはやっぱり積極的にやつてもらいたい。

本当に私たちは、これはもう与党だと野党だとかということではなくて、まさにこの農林水産委員会に所属している人たちは何とかしなきゃいかぬと、こういう気持ちでおるものですから、だから、政党だと議員だとかなんとかということではなくて、全く私たちも、質問のやりとりでは対になつていてますけれども、そんな気持ちでないといふことで、我々が提起するものについて考えられるものはぜひとともう考へてもらいたい、このよう思います。

私が言えば一つの何といいますか、そこが示されるということが一つの手がかりになるわけでございます。それからまた、やや技術的になりますと、それも貸し付けの相手方を法人にするのか個人にするのか等々、いろいろやはり考えるとなると議論もあるわけでございまして、現在のところ必ずしも一般的な形ではないのですから、もう少し様子を見て、実態を見ながらそこについての検討はいたしてみたい、かように考へておられるところでございます。

○菅野久光君 農外の新規参入者をやるために、先ほど言いましたように、生産法人に対する議決権が過半数を占めるというところについては何かこういうことを考えていくことが、より農業に対する新規参入者をふやしていく、そういう有効な手段の一つになるのではないかというふうに思っていますから、その辺のところはぜひひとつ検討して、できるだけ早く検討して、そして貸し付けの条件なりなんなり変えるのであれば変えるといふことで、いいことはできるだけ早くやるようにしてもらいたい。一度やつたらしばらくそのままにしておくなんというようなことのないように、ぜひこれはやっぱり積極的にやつてもらいたい。

本当に私たちは、これはもう与党だと野党だとかということではなくて、まさにこの農林水産委員会に所属している人たちは何とかしなきゃいかぬと、こういう気持ちでおるものですから、だから、政党だと議員だとかなんとかといふことでなくして、全く私たちも、質問のやりとりでは対になつていてますけれども、そんな気持ちでないといふことで、我々が提起するものについて考えられるものはぜひとともう考へてもらいたい、このよう思います。

大臣、何か時間のようですから、結構です。
それから、生産方式改善資金でありますけれども、ここで、何か今回の改正で生産方式改善資金で、「合理的な生産方式の導入と併せ合理的な加工方式の導入を」と、何か合理的、合理的と、何が合理的なんだかちょっとこのところがわからぬんですね。それで、この表現がこういうふうになつておりますので、「合理的な生産方式」とは具体的にどのようなものを言つているのか、簡単にひとつ説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(上野博史君) 従来、加工についてのこの改良資金の融資というのは道がなかつたわけですが、ござりますけれども、単に生産の部門だけ資金の面倒を見れば、それでその作物のその地域における生産が可能になるというふうに必ずしも言い切れないところがある。加工をして、あるいは場合によつては販路を確保するということが伴つて初めてある作物が入り得るというようなところがあるわけございまして、そういうものに対応しようといふことなんどござります。

○菅野久光君 最後に、担保制度の導入なんですが、担保制度を導入するに当たつては借り受け側の農家が保証人あるいは担保のどちらでも選べるようすべきだというふうに思うが、この点はいかがですか。

○政府委員(上野博史君) これは、都道府県が例示的に一つ申し上げますと、例えばブルーベリーの生産を改めて始めたいという御婦人方のグループがいたと、そういうときにブルーベリーの生産のためのお金を貸すというのは今のあつてきるわけでござりますけれども、青果として出荷ができるわけですから、なるはたくさん生産がされる時期に一部加工して販路を確保したい、それが全体としての経営を成り立たせる道であるというような場合に、ジャムをつくる施設を入れれば経営ができるわけですが、ござりますけれども、無利子貸し付けの制度として改編された当農業改良資金制度のこれまでの成果、それからこれまでの政策にもたらした成果、どんなふうにお考へになつていらっしゃるか、まずお尋ねをいたします。

○委員長(永田良雄君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

○政府委員(上野博史君) まさに委員御指摘のように思つていますが、この点はいかがですか。
○政府委員(上野博史君) まさに委員御指摘のように思つていますが、この点はいかがですか。
○政府委員(上野博史君) まさに委員御指摘のように思つていますが、この点はいかがですか。

作物の定着や地域の新作物の地域特産物としての定着を図るためといふことなんですね。その運用に当たつては特に生産条件の不利な中山間地域農業の振興に役立つようすべきではないかというふうに思つていますが、この点はいかがですか。
○政府委員(上野博史君) まさに委員御指摘のように思つていますが、この点はいかがですか。
○政府委員(上野博史君) まさに委員御指摘のように思つていますが、この点はいかがですか。

○菅野久光君 最後に、担保制度の導入なんですが、担保制度を導入するに当たつては借り受け側の農家が保証人あるいは担保のどちらでも選べるようすべきだというふうに思うが、この点はいかがですか。

○政府委員(上野博史君) これは、都道府県が例示的に一つ申し上げますと、例えばブルーベリーの生産を改めて始めたいという御婦人方のグループがいたと、そういうときにブルーベリーの生産のためのお金を貸すというのは今のあつてきるわけでござりますけれども、青果として出荷ができるわけですから、なるはたくさん生産がされる時期に一部加工して販路を確保したい、それが全体としての経営を成り立たせる道であるというような場合に、ジャムをつくる施設を入れれば経営ができるわけですが、ござりますけれども、無利子貸し付けの制度として改編された当農業改良資金制度のこれまでの成果、それからこれまでの政策にもたらした成果、どんなふうにお考へになつていらっしゃるか、まずお尋ねをいたします。

○委員長(永田良雄君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

○政府委員(上野博史君) 休憩前に引き続き、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○政府委員(上野博史君) 質問させていただきます。

○委員長(永田良雄君) 昭和三十一年度から五十九年度までは補助金として交付する形をとり、それから六十年度以降、無利子貸し付けの制度として改編された当農業改良資金制度のこれまでの成果、それからこれまでの政策にもたらした成果、どんなふうにお考へになつていらっしゃるか、まずお尋ねをいたします。

○政府委員(上野博史君) 農業改良資金制度は、三十一年に発足をいたしまして以来、制度の変遷はござりますけれども、無利子の貸付制度といつておりまして、農業者の自主性と創意工夫を生かす、そういう観点で運営がなされてまいつておりまして、農業経営の安定と農業生産力の増強に大きな役割を果たしてきたというふうに考えております。

○政府委員(上野博史君) 農業改良資金制度は、三十一年に発足をいたしまして以来、制度の変遷はござりますけれども、無利子の貸付制度といつておりまして、農業者の自主性と創意工夫を生かす、そういう観点で運営がなされてまいつておりまして、農業経営の安定と農業生産力の増強に大きな役割を果たしてきたというふうに考えております。

○政府委員(上野博史君) 若干具体的に申し述べさせていただきますと、この制度の中には幾つかの資金があるわけでござりますが、まず生産方式改善資金につきましては、新技術の導入、そのときどきの新しい技術を農業に取り入れていく、あるいは作目をそのときの需給事情等に応じて転換していく、あるいは品質を向上させる、あるいはコストを低減する、そう

の人たちが使いやすいような、借りられやすいような、しかし余り間違いがあつては困るんですけれども、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。

○委員長(永田良雄君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

○政府委員(上野博史君) 午後零時五十九分休憩

の人たちが使いやすいような、借りられやすいような、しかし余り間違いがあつては困るんですけれども、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。

○政府委員(上野博史君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

○政府委員(上野博史君) 休憩前に引き続き、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○政府委員(上野博史君) 質問させていただきます。

○委員長(永田良雄君) 昭和三十一年度から五十九年度までは補助金として交付する形をとり、それから六十年度以降、無利子貸し付けの制度として改編された当農業改良資金制度のこれまでの成果、それからこれまでの政策にもたらした成果、どんなふうにお考へになつていらっしゃるか、まずお尋ねをいたします。

○政府委員(上野博史君) 農業改良資金制度は、三十一年に発足をいたしまして以来、制度の変遷はござりますけれども、無利子の貸付制度といつておりまして、農業者の自主性と創意工夫を生かす、そういう観点で運営がなされてまいつておりまして、農業経営の安定と農業生産力の増強に大きな役割を果たしてきたというふうに考えております。

○政府委員(上野博史君) 農業改良資金制度は、三十一年に発足をいたしまして以来、制度の変遷はござりますけれども、無利子の貸付制度といつておりまして、農業者の自主性と創意工夫を生かす、そういう観点で運営がなされてまいつておりまして、農業経営の安定と農業生産力の増強に大きな役割を果たしてきたというふうに考えております。

○政府委員(上野博史君) 若干具体的に申し述べさせていただきますと、この制度の中には幾つかの資金があるわけでござりますが、まず生産方式改善資金につきましては、新技術の導入、そのときどきの新しい技術を農業に取り入れていく、あるいは作目をそのときの需給事情等に応じて転換していく、あるいは品質を向上させる、あるいはコストを低減する、そう

するる普及事業といふものを通してこういうような資金を投資したらいいんじやないかということです。計画がまとまり貸し付けに至るということです。いまして、通常のいわゆる金融よりも大分農家の段階まで立ち入った指導と一体となつた貸し付けがなされるということになつてゐるわけでござります。

そういうことですから、ちゃんと目を光らせておれば、その需要の動向なりなんなり比較的的確に把握がしやすいはずのものでございまして、今おっしゃられたようなこと、あるいはこの会計検査院の御指摘といふものについては、十分慎重に受けとめて真剣に対応してまいらなければならぬ、かように考えている次第でござります。

○刈田貞子君 私は、長年決算委員をいたしておりますので、会計検査院報告を趣味のように読みますので、大変恐縮でござりますけれども、会計検査院が当制度に対して指摘している事項といふのはかなり厳しいんですね。その出でました剩余金の利回りのあり方、大口預金に入れたのか、普通預金を入れたのか、それによって利回りが違うではないかというようなところで指摘されているわけですね。こうした仔細などころにまでやはり指導とそれから監視、監視という言い方はなにでれども、目配つていくと、いうことも大変大事なことだろうというふうに思うんであります。

元年の十一月の通達でしたか、それから二年の六月の通達でしたか、一度お出しになつていらつしやると思いますけれども、この通達によつてそうしたことにして県レベルで大変気を配るというようなことが見えてきたのでしょうか、いかがでしようか。

○政府委員(上野博史君) 今、委員から御指摘いたしましたように、二回の通達を出しまして事態の改善について指示をいたしたところでございまして、滞留資金の吸い上げも大体平成三年度で正常な水準になるはずであるというふうに、これは年度末の段階をまだ我々チェックし切つておら

ないのですからそういうような言葉遣いで申上げるわけでござりますけれども、終わつていてはございまして、その資金の運用についても十分な理解がいったんじやないか、かように思つております。

資金運用に余り熱中されても困る面もあるんですけれども、ちゃんと適正に資金を使つて貸し付けてをしていただきながら、一方で余剰資金については十分効率的にまた回転していただきたいとお願いを我々としてはしているところでござります。

○刈田貞子君 適正にかつ公正にこの資金が運用されて初めて、私は有効に活用されているというふうに認識をしたいのでこの検査院報告を実は使わせていただけでございますので、よろしくお願いします。

それでは、次に改正案について一部お伺いいたしますが、この農業改良資金が今言われているような回転資金であることから、これは償還がどうなつていているのかということは大事な問題だろうと思うんですが、これをむしろ逆に国民金融公庫とか中小企業金融公庫、これらと比べますと、國金の方が二・七六で中金は一・一八という延滞率から見ると、この改良資金の延滞率といふのは〇・二九という低さで、むしろ非常に円滑な償還が行われている、こういうふうに読めるわけです。なぜそんなにいいのかという、逆にこういう聞き方があろうかと思いますが、その辺のこと、そうすると改良資金の性格が出てくるだろうというふうに思うのでお尋ねします。

○政府委員(上野博史君) これはやはり先ほど私がお答えしましたように、資金の貸し付けあるいはその後の貸し付けられた農家の状況につきまして、農業改良普及事業の観点から十分に綿密な配りをして指導がなされているということがおつしゃったような話につながつてはな

してあるわけですが、この新規参入者が加わってきたときの、三年据え置き十年返還という形になるんですけども、この延滞といふような事態に対する考え方はどんなものでしょうか。

○政府委員(上野博史君) これは現状から言いますと、農外からの新規参入の青年というのはまだ非常に限られた数でございまして、個々の方々を見ますと非常に意欲を持っておられる方が多いと聞こえます。それからまた、受け入れようとする地域も何とか優秀な農業者を受け入れたいという考え方でいろいろな便宜を供与するなりあるいは指導をするなり、支援、協力を惜しまないという勢態が一般にはできているわけでございまして、そういう方々がその地域で農業を営んでいく上で、言うなれば十分な環境ができ上がつているのが現在のところではないかというふうに考えるわけでございます。

したがいまして、改良資金や改良普及事業の面からも普及員の綿密な指導もいたすわけでございまして、特段この関係について延滞が高まるというようなことは心配しないでもいいんではないかな、かように思つております。

○刈田貞子君 それから、新しい改正点では保証人制度の改正が出てきておりますけれども、保証人制度の改正がなくて担保物件でもいいということではなく、午前中にもちょっと話があつたかと思ひますが、新規参入の人で物件もないわ保証人もいらないわと、こういうふうなときには借りる資格がないわと、こういうふうなときには借りる資格がないわと、こういうふうなことでもう一方ではあつたんじやないかなという気もいたすわけでございます。

ただ、先ほど来議論になつておりますように、今度の新しい資金の場合に千二百万というような金額になりますと、これは人が連帯保証人というような形で保証に立つといううにしてはやや額が大きいかんじやないかという感じもあるわけでございませんでしようか。

○政府委員(上野博史君) やはり、人の御協力も得られない、あるいは必要な資産もないということになりますと、なかなか貸し付けをすることが難しいというのはそのとおりだと思います。

ただ、先ほど来言つておりますように、農外か

つなりなんなりの工夫をするという、そういうことが普通行われるのではないか、そういうのにかなりの人が新規参入者として入つてこられるんではないのか、かように見ております。

○刈田貞子君 それから、本来この保証人制度をとるようになつていている理由には、農業では零細規模の経営が多く、農業者に物的担保を設定するに足る資力を持つ者が少ないという事情と、高度の政策的な資金であるという点を考慮して保証人制度をこれまでとつてきましたというふうになつていています。

今回、物的担保、これでよろしいということになりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、それは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、それは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出しておりますが、これは借り受ける者が、先ほど出おります。

○政府委員(上野博史君) これまで人的担保でやつてきたということについては、今、委員からお話をあつたようなことがあるわけでございますけれども、普段事業との兼ね合いで確かに貸し付けがなされるというようなこともございまして、お話をあつたようなことがあつたかと思ひます。それが後々その経営がうまくいくんじやないかなというようなことも一方ではあつたんじやないかなという気もいたすわけでございます。

ただ、先ほど来議論になつておりますように、

つまり受け人の都合でどちらかが選べるような選択の幅を広げると、いう趣旨で用意をした、こういうことでござります。

○刈田貞子君 想定する物的担保とは、例えばど

ういうものでしようか。

○政府委員(上野博史君) もちろん、不動産もご

ざいますれば、その資金によつて機械を借り入れるといふような場合には、そういう機械を譲渡担保といふような形で提供するということもあるうと思います。

○刈田貞子君 それはだれがそういう担保力があるというふうに審査するんですか。

○政府委員(上野博史君) 貸し付けに当たります都道府県が直接判断をいたします場合もございますれば、その事務を農協に委託いたしまして、もつと現場に近いところで實際上の判断をしていただくというケースもあるというふうに聞いております。

○刈田貞子君 このいただいた資料の中に幾つかの図があつて、どことどこがどう審査するという

のが載っているからなんですか。新規参入の人なんかで持つているワープロとかパソコンとか、こういう種類のものもみんな担保力があると認めるんですか、どうなんですか。

○政府委員(上野博史君) 細かい個別具体的な話になりますとちょっと私も判断がしかねるわけですが、この点については、担保力があるかどうか原則として貸付人である都道府県に判断をしていただくということになろうと思ひます。

○刈田貞子君 だけれども、やっぱり基準というかな、そういうもののガイドラインみたいなものはやがて国が示していかなければならないのではないかというふうに私は思ひます。

きのう、家畜はどうですかと言つたら、家畜はだめだというふうにおっしゃつていらしたんですねけれども、家畜って持つてある人にとっては大きな資産なんで、この担保力はどうなのかという話をしたんですけどね。

今回のこの改正の中に新規資金として有機農法のあれが出てくるでしょ。あれが私は大変いい場を仕組んでくださったなどいうふうに思つてゐるんですけども、あの有機農法の資金に対しても、どういうものを購入していくいかという

ものの中に天敵、それから田んぼの中の除草の役を果たすアイガモもいよいよ書いておられるわけ。アイガモもこれは有機農法においては投資の対象にしていいというふうになつてゐるんですよ。

○刈田貞子君 このふうなことを考へると、動物が云々といふことは、まあ担保力というのとまた別にあるかもしれないけれども、私は家畜もいいのでは

ないかというふうに思つたりするんだけども、この物的担保というものの考え方ですね、これをひとつきつと示されるべきだというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。重ねて伺いま

す。

○政府委員(上野博史君) この点については今回初めて道を開くわけでございますので、委員御指摘のとおり、やはり何かの指針を示す必要がある

といふふうに私ども考えておりまして、改良資金協会にお願いをして検討していただいているところでございます。それができたところでまた指導に使ってまいりたい、かよう考へております。

○刈田貞子君 それから先ほどからもお話を出ておりましたけれども、要するに三年据え置きの

十年返還といふ、こういう形になるんだけれども、当面の生活費みたいなものについては、結局は自己資金を持つてない人はどうにもならない

のではないかというようなことが現実には私考えられると思うんですよ。こういう問題について、

金を得て、そして農業の自分の基盤をつくるといふようなことは許されるんでしょうか。

○政府委員(上野博史君) まあ、生活資金の貸し付けということになりますとなかなか難しい面があるわけござりますけれども、私どもとすれば、

新しく始められる経営で必要な生活資金の取得ができる、その程度のことができるということが、

言ふなれば新規参入といいますか、新しく農業經營をするということのメルクマールでもあるので

はないかといふうに基本的には考へておるところでございます。

○刈田貞子君 それから、先ほど経営開始資金が一千二百万では少ないのでないか、北海道のよ

うな大規模なところで經營をしていく場合には少ないのではないかというふうなお話が出ておりま

して、この一千二百万に対する考え方でございま

すけれども、当面この一千二百万を設定した考え方の基本というか基準というか、おありになると

いうふうには思うんですけども、恐らくこれだけではなかなか難しさがあるというよなことが

ら、私も農業白書なんかを見てみると、農業白書で一番すごいなと思ったのは、各県がみんな県

レベルでこういういわゆる新規参入者、就農者、そういう者に対する各種メニューというのを物

すごくそろえているんですね。これは国の比じられないわけ、きめ細かい。

私は、現場がそのぐらい深刻だということの裏返しではないか。こちらを永田町農政とは申しますが、市町村まで持つてあります。こういう就農者あ

るいは後継者に對して大変な細かいメニューをたくさんそろえております。一々申し上げるには余りにもすぐれたものが多いといふに私はむしろ評価をしたい。そういうものを使って何とか地元に農業者及び農業後継者、担い手、こういうものが根づいてほしいという現場のあらわれだと思います。

しかし、いずれにしても、この一千二百万円といふものの考へ方は低いのではないかというふうに思ひますけれども、これについてはいかがで

しょうか。

○政府委員(上野博史君) 基本的に從来七百五十万円であったものを千二百万円まで引き上げると

いうことでございまして、そういう方向での努力はいたしたといつもりが第一点でござります。

それから、千二百万円が多いかどうかというこ

とで言ひますと、一応千二百万円あれば、先ほど御質問にも関連をいたすわけでございますが、

新規就農青年の所得水準はまあ大体二百万円程度じゃないかと思つておるのでございますが、その

程度のものを賄うだけの資金にはなるんではない

かと。これは作目によりまして所要資金額が非常

に違うというのはもちろん事情としてございますけれども、一般的に考へればかなり機械、施設の

資本投下の多い經營であつてもそれぐらいのことにはなるのではないかなどといふうに考へてお

ります。

○刈田貞子君 それほど思つておるのでございま

すが、一応三十歳代かなというふうに考へたと

いうことでございます。

それからもう一つは、Uターンのお話もございましたが、四十歳ぐらいからの方といふことになると、それまでの間それぞれいろんな職業についておられて、ある程度の資産といいますか、そういうものもできているのが普通のケースではないだろうかという気もするわけでございまして、その辺を考慮して先ほどのような線を引いて考へておられるということでございます。

○刈田貞子君 午前中にも話が出ておりましたけれども、各種の農業で本気で農業に今取り組んでいる人たちというのは何が一番課題になるかといふと、やはり農業に対する先行きの展望、これがないことを一つの大問題にしているのと同時に、しかし、やってみようじゃないかという思いがあつても資金にかかる問題というのが大きな課題になつてきているのは確かなです。

私も実は長野県の果樹を栽培しているグループですから山口、福島、各所の若い人たちとの話し合いをやつてしましましたけれども、長野のリンゴからアブドウに転換したこの人たち、リーダーが四十二歳で、そしてあとは皆四十歳のかつての中学校のグループみたいなものをつくっているんですね。この人たちは、やればまだ自分たちはできる、だけれども資金不足だという、いわゆる農事組合みたいなものをつくつておるんですが、これ大変に深刻に、しかし強烈に訴えているわけでございます。

これは午前中の話とも通じるわけですけれども、組合をつくったことがよかつたのか悪かつたのか、スケールメリットがあると思つたけれども、この法律で言えられないのではないかというようなことも含めて非常に集団への貸し付けの問題が出ておりましたので、これは答弁要りません、先ほどから伺つておりますから要りませんけれども、こうした需要があることを私は考えなきやいけないと。先ほど、その集落、村が、その地域が受け入れるか受け入れないかという話をしておられました

けれども、まさに一人ばつんと入ったのでは今新規参入者なんか仕事ができないわけですね。そのときにグループで仕事をするということはこれ

から非常にいい環境をつくっていくことになるので、これはぜひ今後配慮していっていただきたいということを希望いたしておきます。

ところで、今回のこの制度の改正に当たって、子育てが終わつた女性、婦人に対して、本格的に農業をやっていくんだというような、こうした女性に対する反応はどうなっていくのでしょうか。

○政府委員(上野博史君) 農業後継者たる農村青年ということでございますので、今回の新規参入の方々であれば、何も男性でなければならないということが、そういうことはございませんし、それから研修関係の貸し付けが広がつていておりますけれども、それの貸し付けの対象として農家婦人等についても研修教育資金等の貸し付けが受けられるようになっております。

○刈田貞子君 さあ、ここから大臣の出番でございます。

農村における女性の役割について少しお伺いをしていきたいんですけども、私は元気のいい女性がたくさんいるところ、村、非常に活性化しているという現場をたくさん見てきています。今は実は日本の農業というのは六割が女性で支えられている。労働力は六割以上、地域によつてはもう七割以上が労働力としては女性の労働力で支えられています。これはもう間違いない事実でございます。先般委嘱のときに井上委員が婦人の問題をやつていただきて、大変男性から出る発言として価値があつたと思いますけれども、私は女性の立場からいつも農村婦人の問題を必ず取り上げさせていただいているわけです。

三月十日が「農山漁村婦人の日」と決められておりまして、そしていろいろなイベント等をやつていただきましたけれども、私はまだ農村女性の地位というものは低いのではないかと思うんで

○国務大臣(田名部匡省君) 農村に限らず、国会を見ておつても先生方のように活発に議論している姿というものは大いに活性化につながつてお

ると思っておりますが、何分にも今の農村婦人は農業をやつしていくんだと、うなづいておられる機械をたくさん田んぼに置いてやり入れをする機械をたくさん田んぼに置いてやつておるんですが、男の人は一人で婦人の方が四人ぐらいおつて、自分で機械は動かす、もういろんなことをやつていてのを私も拝見いたしまして、確かに夫にかわつての仕事というものはもう從来から比べると半分以上多くなつていてると思つております。また、PTA活動なんかも婦人の方が多くて、そしていろんな企画を立てたり予算の案をつくつたり、いろんなことを経験を積まれておるということで、私はさらにこの婦人の参画というものは重要なふうに考えております。

したがつて、地域でも本当にリーダーとなつて一生懸命やつておる御婦人というのはもう今は珍しくないほど多いんですね。むしろ男性の方がそういうところへ出てこないというぐらいい活発でありますから、前にもお答え申し上げましたが、これから農業経営というのも御婦人の方々にしっかりと財布を握つてもらうということからしても大事なことである、こう考えております。

ただ、例えば農協活動でありますとかいろんな公的な場になると、もう少し多方面にわたる資質の向上というものが必要な方もありまして、もう十分それだけのものを持つておる方もおりますが、全般的に見るといま少し相当範囲の御婦人の皆さんのがそういう研修や普及あるいは指導、そういうものでみずからを高めながら、本当に将来は農村のことは御婦人方で全部わかるといふほどになつてほしいというふうに考えておりまして、これからも私ども研修でありますとか普及指導に

ふうに期待をいたしております。

○刈田貞子君 だから、完全に農村を支えていることは今女性であるというのは、これは間違いないことであるし、今の大臣の御答弁でもそのように認識しておられるということがわかるんですけれども、基本的には社会的ステータスとでもいうんでしょうか、そういうものがないわけよ、農村の女性に。私はやっぱりそういうものをきちっと方策的に位置づけていかなければならぬのではないか、そういう時期に来ておるのではないかといふことで再三こういう問題を取り上げているんで

今言われた農協の役員、理事、これは私は〇・何%だと思ったら、方針決定への参画の割合といふのは〇・〇何%、これは余りにも低いと思うんですね。一方で、都市部の働く婦人の管理職といふのは、かつてはなかなか確かにできませんでしたけれども、これは決して私は多いとは申しておませんが、今七・七%まで進んでおるんですよ。そういうことから見ると、労働はする財布も持つ、だけれども地位は依然として低い、こういうことではだめなのではないか。やはり農業、農村、農家、そういうものの引っ張つていく方針決定の場に女性が入りしていくことが大事であるということは既に国際婦人年の十年前から出ているんですね。だけれども、日本の農村はそういう形にながなか進んでいない。

しかし、かつてから見れば私はその差が縮まつてきていることは認めます。しかし、その数字はいかにも低いということで一つ御提案申し上げたのは、婦人農業士、これは何ですかとこの間聞いたら、よく働くので熟練だみたいな話で、知事が認めるところ、そういう「士」をくれるというわけなんですね。私はそういう「士」をもらつても余り意味はない。じゃ、どういうメリットがあるのかといえば、より一層その地域への指導方に歩くんだと、こういうことで何ら資格が、さつき短大の資格の話が出ておりましたけれども、この婦人農業士の資格も知事が認定さえすればいい熟練であ

るとしか私は思えませんので、もっと行政的、公的にきちっとした女性の社会への位置づけというものをこれから真剣に考えていくべきであろうと

いうふうに思います。

そこで、さつき言つた提案なんですが、農業委員にぜひ私は女性がたくさん進出できるような形のことを進めていただきたい。今、農業委員も〇・一二ですか、この〇・一二のごくわずか全国の農業委員の中に女性がいるという、この女性の農業委員の場合はほとんどが議員の枠を使って推薦されて出てきている農業委員が多いと私は認識しております。つまり、農業委員には一号委員、二号委員といふうな枠が決まつていて、団体役員であるとか、あるいはまた議員であるとかいうふうに枠があるわけですよね。こういう枠を使って何とか女性が農業委員になつていく道がないのかと

いうところで、有識者の枠というものをこれから有効に使ってそこに非常に有能な女性を入れていつならどうかといふうに私は思うんだけれども、この農業委員に対する女性の登用というのいかがでしょうか。

○政府委員(川合淳一君) 今、農業委員の女性は確かに今のところ先生が御指摘のような比率でござります。

それで、農業委員は、これも先生御承知のとおりなのでございますが、選手で選ばれる人とそれから市町村長が選任する委員がございます。選任する委員の方は二つに分かれております。一つは農協それから農業共済組合の推薦した理事といふのが一つのグループ、もう一つは市町村の議会が推薦した農業委員ということになつております。先生がおつしやられた女性が主として出てきているのはこの二番目の部分だらうと思っております。

それで、私ども二十六年に、先生もこれは御承認の点でございますが、通達でこの点について触れているのがあるのでございますが、これは市町村議会の推薦という制度でのきる前の通達でございまして、これは技術的な専門的な人を字識経験

要望的な通達になつていいわけでございまして、制度的に申しますと、議会が推薦するという仕組みになつてゐるものですから、ここについて余り強い指導といいますか、非常にしにくく形になつてゐると思つております。

したように、現在の農村あるいは農業の実情からいつ婦人の地位あるいは役割というの是非常に大きいわけでござりますので、何とかここに入るということを、私どもそれが一番望ましいとは思ひうるのでございますが、制度的にそれを担保すると思ひます。しかしながら、実情が実情ですし、まあ少しづつではございますがふえていく

という実態でござります。

先日、こここの委員会では農協についてもお話をいたしましたが、やはり具体的な活動を支援することによつて社会的地位を高める。例えば農協の積極的に、それから正組合員の率が今一二%ぐらいでございますが、これを高めるというようなことをまずやつていくことがこの農業委員会の問題にもつながるのではないか。制度的にこういふうにしろという形のある種の指導あるいは規制というのはなかなか難しいのではないかといふふうに考へてゐるところでござります。

○刈田貞子君 堀内さんの地元の安曇農協の婦人部あるいはまた富山の婦中の竹部さんとのころの婦人部の人たちと話し合ひなんかしてゐるときに、ああ農村に女性は必要だなとすぐ思いますよ。そしてその力はやっぱりすごいものだなといふふうに思つ。若い手なんていつたつて本気の担い手がないなくなつたときには女がやるよりしようがないとみんな勢い込んでおりますから、やっぱり今や農村、農家、農業は女性は一〇〇%支えるようふうに思つ。若い手なんていつたつて本気の担い手が出てゐるでしよう。経営管理能力なんといふのは家計を担当している女性の方がしつかりしていきます。だから、何か夫をして。私は、

きたいんですけど、大臣、何か夫をして。私は、これから町づくり等にも大きい農地なんといふのはみたいなそんな古い認識はだめでありまして、こ

かわついくわけだから、やはり女性のセンスや感覚というものが大きいに農地とかかわつていかなければいけないと思う。何とか工夫して、本当に恥ずかしい話なんです、この農村の農業委員が少ないというのが。ぜひこれを私はふやしていく工夫を大臣のいる間にしていただきたいと思う。いいお返事をしていただきませんか。

○國務大臣(田名部匡省君) 私もそう思つております。

○刈田貞子君 思つているだけじゃだめなのよ。

○國務大臣(田名部匡省君) なかなか私の身近な農協を見ておりますと封建的で、上に立つ人がやつぱり相当そういう発想で組合の運営をするとか、そういうことを考へるとこれ進むんだろうと思うんですが、何かいいろいろよくもめているのも多くて、そういう中に女性が巻き込まれるのがどうとかこうとかいうことになると、なかなか別なことで参画できない面もあるのかなと思つてみたり、しかし、いずれにしても時代はもうそういうところに来ております。努めて私の方から、まあ選びなさいとかなんとかといふことは別として、女性の方々をそういうことに登用してはどうかといふことは申し上げてまいりたい、こう思つております。

○刈田貞子君 堀内さんの地元の安曇農協の婦人部あるいはまた富山の婦中の竹部さんとのころの婦人部の人たちと話し合ひなんかしてゐるときに、ああ農村に女性は必要だなとすぐ思いますよ。そしてその力はやっぱりすごいものだなといふふうに思つ。若い手なんていつたつて本気の担い手がないなくなつたときには女がやるよりしようがないとみんな勢い込んでおりますから、やっぱ

れども、このことの御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○國務大臣(田名部匡省君) 今までの需要と生産の長期見通しでありますとか各種農政審議会の報告の形で中長期的な展望を示してきたわけありますけれども、何分にも世の中の変化が速くてそれに対応できなかつたということがあります。一つは何といても経済の高度成長、これがもうこんなに発展するとはだれも予想つかなかつたということは、農家の若い人たちがそういう方に就職をしていったということが一つ大きな後継者不足に陥つたという問題あります。それから、土地の需要の増大が、またそういう工業化に進むに従つて農地がどんどんどんどん工業用地になつてしまひました。ということもあって農家の皆さんにとっては少ない、まあ高く売れるることはいいことであつたと思ひますけれども、しかし農業生産という立場から見ると、なかなか土地利用型の

ては農業教育の目標を幅広くとらえる」とにしたわけございます。

これまでの農業経営者、農業従事者の教育を改善充実しますとともに、今後さらに進展することが予想されます。食品産業など新しい分野に対する人材の育成が図ることができます。よう改善を図つたところでございます。

○林紀子君 今、幅広くというお答えがあつたわけですけれども、今使われている学習指導要領、その解説書というのを見せていただきますと、「農業の各分野における生産や経営に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させる」、このことを中

心的・具体的目標としてほかの目標も達成するようになります。うに解説してあるわけですね。あくまで「生産や経営に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させる」ということが一番の中心であるというふうにうたわれていたと思うわけです。ですから、幅は広くなつてもその中心が抜けてしまつた、ばんやりとしてしまつたということになるのではないかと思うわけです。

私が訪ねました大曲農業高校でも、またほかの高校でもこういう子供の声があるわけですね。高一 生で初めて田植えを終えた後での感想。

「今日の田植えが終わつたあの喜びは一生忘れないだろう。これからも喜びと共に苦労があると思うが、この苦労をのり越えることが喜びにながると思う」

大曲農業高校では、

「みんなで汗を流して、家畜の飼育の仕方や農産物を生産することと、そのつらさ、また収穫した後の楽しさは一番勉強になり良い想い出だと思います」

これは卒業文集に載つてある言葉なわけですね。

ですから、本当に「生産」というところが抜けてしまつたということは、農業から生産を抜かしたら何があるのかということまで言えるんじやないかと思うので、大変な問題だと思うわけですね。そこで、農水大臣にお伺いしたいと思うわけで

すけれども、農業高校のあるべき姿というのはどういうものだと大臣は御見解をお持ちでしようか。

○国務大臣(田名部国省君) 本来、農業後継者あるいは農業にかかる仕事をついてもらうということが一番理想像であると思います。

これは、私たちも県会議員のところであります。県立高校である農業高校がどうも農業に従事をしないという問題が何回も議論されました。人口が急増期、いわゆる高校進学率が物すごく高いときには農業高校といえども農業に関係のない人たちが殺到するという傾向があります。成績でとるものが殺到するという傾向があります。成績でとるものはから、農業をやつてない者はとらないようとにかくなんとか議論はありますけれども、学校側としては、受けに来た場合はやっぱり成績のいい者から入学させるということになるのですから

、ついそういうふうになつていているという嫌いは私はあると思います。しかしながら、何どいつもやつぱり扱い手の問題あるいは今申し上げたように関連産業、こういうものの人材を育成する上では農業高校の果たす役割というのは非常に大きいと思います。

学校教育は文部省所管に属するものであります。が、最近では、農業なし関連分野の技術の革新等に即応して文部省にお願いもし、教育内容の充実を図る、そういうこと等によって農業高校がその役割を十分果たすように働きかけてまいりました。い、そう思つております。願わくは、農業に関する者あるいは直接農業に従事する人たちにどんどん高校教育を受けさせていただきたい、こう思つております。

○林紀子君 そこで、農業高校の一つの弊害ではないかと指摘されております農場実習費の還元制度、これについてお伺いしたいと思うわけです。

全国高等学校農場協会、こういうところの調査によりますと、農場実習費が県から予算として配分された金額と農業高校が実習によって生産した生産物の販売額を県に同額またはそれ以上の金額を納付している県が二十三県もあります。そして、

金額は県からおりてきたものが少しは多いけれどもほぼ同額という県もまた非常に多いわけです。

文部省にお伺いいたしますが、この実習費といふのは、こういう数字から見てまいりますと、教育経費の同額は納入しなければいけない、こういふノルマが課せられているのではないかと、いうふうに思うわけですが、実態はどのように把握していらっしゃいますでしょうか、わかつてないという問題が何回も議論されました。人口が

ないという問題が何回も議論されました。人口が多いという傾向があります。成績でとるものが殺到するという傾向があります。成績でとるものはから、農業をやつてない者はとらないようとにかくなんとか議論はありますけれども、学校側としては、受けに来た場合はやっぱり成績のいい者から入学させるということになるのですから

、ついそういうふうになつていているという嫌いは私はあると思います。しかしながら、何どいつもやつぱり扱い手の問題あるいは今申し上げたように関連産業、こういうものの人材を育成する上では農業高校の果たす役割というのは非常に大きいと思います。

学校教育は文部省所管に属するものであります。が、最近では、農業なし関連分野の技術の革新等に即応して文部省にお願いもし、教育内容の充実を図る、そういうこと等によって農業高校がその役割を十分果たすように働きかけてまいりました。い、そう思つております。願わくは、農業に関する者あるいは直接農業に従事する人たちにどんどん高校教育を受けさせていただきたい、こう思つております。

○林紀子君 このように、県からおりてきた農場実習の費用をまたノルマとしてきちんと県に返さなければいけない、こういう還元制度があるといふことは大変学校現場に大きな負担をかけているわけですね。

東京農業大学の赤木教授も、この事実は現場校長、教員のみならず、生徒に非常に大きな負担を与えているというふうに指摘しているわけですし、長崎県の高等学校職員組合、ここが中心になりました。先ほど先生御指摘がありました生産に直結つながらない実験的な実習の充実ということにつきましては、やはりこれは基礎、基本の観点から極めて重要な実習でございまして、これは各教

して、こういうふうに言つておられるわけですね。「収入を伴わない実験・実習が多く取り入れられないために魅力的な実験・実習ができない。(生産第一主義となり、生産のために多くの時間がかけられている。)

「学校内の農場であるにもかかわらず、現在の形態では一個の経営体でしかも、収入をあげるために力を入れ、農業の教育がなおざりになりがちである。

「収入をあげる事のみに追われ、実験や座学をする時間がなくなる。また、失敗が許されないで生徒に任されない部分(作業)がある」。

○説明員(水野豊君) 先ほど御説明申し上げたとおり、一般的に農業高校において収穫をいたしました農産物等の売り上げによつて生じました収益につきましては、各県の会計上の規則に従いまして県の収入に繰り入れていることとなつております。

各県において、農業高校の教育の実習のために施設設備の整備費でござりますとか、その維持管理費また基礎的な実験・実習費等の経費につきましては一般的な財源で措置がされているわけでございます。これは県によって多少制度が異なるわけですね。

こういうやり方というのを改めるべきではないかと思いますが、いかがでしようか。

○説明員(水野豊君) 先ほど御説明申し上げたとおり、農場における生産実習に直接要する経費に相当するような収益が想定されているわけでございますが、いわゆる純粋に農業経営において考慮されるような人件費や施設等の固定資本への投資

やまたその維持費等の経費というものは別途一般財源で措置されているわけでございまして、各学校の農場の例年の実績を踏まえまして一定の収益目標を掲げることが直ちに過大な目標とは言えないと、思つております。

また、農業高校の農場はやはり実践的な農業経営を学ぶせる場でありますので、すぐれた指導が展開されますとそこに立派な生産結果が得られるということが多いわけでございます。したが

いまして、やはりある程度教育の実習生産活動というような観点で調和をとることは必要でございますが、一定の収益目標を掲げることは特段の問題はないと思つておるわけでござります。

まだ、農業高校の農場はやはり実践的な農業経営を学ぶせる場でありますので、すぐれた指導が展開されますとそこに立派な生産結果が得られるということが多いわけでございます。したが

いと、思つておるわけでござります。

また、農業高校の農場はやはり実践的な農業経営を学ぶせる場でありますので、すぐれた指導が展開されますとそこに立派な生産結果が得られるということが多いわけでございます。したが

科の教育内容に応じまして別途予算措置されてい
るわけでござりますが、今後ともその面につきま
しては一層充実を図ることが望ましいと考えてい
る次第でございます。

○林紀子君 今、御説明がありましたように、教
職員の給与等人事費とか施設設備の整備費等と
いったものは一般会計として県からちゃんと教育
費という形でおりてくるわけですね。ですから、
今農場に係る実習費というのも結局教育費の一部
であると思うわけですね。私が見せていただきま
したこの中にも、肥料、農薬等の消耗品費とか
シタケの原本の費用などということを挙げてあ
るわけですけれども、こういうものも教育費の一
つではないかと思うわけですね。ですから、それ
であれば、教育費として一般会計からきちんと県
から予算がおりてくる、そして、確かに農場では
生産物が上がるわけですから、収入はあるでしょ
う。その収入は上がっただけ県に納める、そういう
形にしていただくということが一番現場では負
担がかからない方法だと思うわけですね。

私が伺いましたら、昔は工業高校でもこういう
ことをやっていたと。ところが、工業高校は今や
大企業のすばらしい製品に太刀打ちできないで、
生徒の実習でつくったような製品というのはなか
なか売れないから、その実習のためにかかった費
用というのを工業高校では生徒たちの品物を販売
したことなんですね。こういう制度が残っているのが
農業高校と水産高校だけだと言ふんです。それは
やはりおかしいと思うんですね。工業高校は、生
徒の品物が売れないから、じゃ実習費といふのは
出しませんということにはなっていらないと思うわ
けですね。そういう意味では、農業高校も水産高
校も同じように工業高校の一つとしてきちんと県
から予算を配分して、そして上がったものは別途
県にきちんと上納するというか出すという形に制
度を、文部省の方からきちんと県に対して指導す
るべきだと思いますが、もう一度お答えお願ひい
たします。

○説明員(水野豊君) 農業教育の基本的目標とい
たしまして、将来、農業自営者を中心とした農業各
分野に活躍できる職業人を育成する、そういう資
質を養う実践的な教育の場がいわゆる農場におき
ます生産実習であるわけでございます。したがい
まして、市場的な価値のある農産物の生産、また
教育の目標になつているわけでございます。した
がいまして、農産物を育てる結果として一定の収
益が上がるということが当然あるわけでございま
すし、またそういう農場が望まれておるわけでござ
います。

会計制度の細かい点につきましては、各県によ
りましてちょっと違いますが、特別会計

のようない形で処理されている県もございますが、
多くの県については歳入はあくまでも農産物が收
穫を得たときの一定の収益の見積もりという形で
計上されておるわけでございます。したがいまし
て、農業教育における農場実習が円滑に実施され
れば、一定の収益目標を設け、その収益といふもの
のある一定の経費に充当するというようなことと
も理解ができるというふうに考えておるわけでござ
いまして……

○林紀子君 濟みません、時間が余りありません
ので……。

○説明員(水野豊君) いずれにしましても、今後
とも各県におきまして農場実習がより教育的な意
義が上がりりますように、いわゆる農場会計制度に
つきましても適切な運用が望まれるわけでござい
ますて、私どもその点につきましては十分各都道
府県等に必要があれば指導はしてまいりたいと
思っております。

○林紀子君 今、適切な農業教育をするために手
かせ足かせになつておるところをぜひ御理解
いただきたいと思いまして、次の質問に移らせて
いただきます。

○説明員(矢野重典君) 先生御指摘の教科書の記
述でございますが、その教科書の記述につきまし
ては、新潟の米づくり農家の米づくりに対する意
気込みを述べているものであつて、言われるよう
な一方的に米の自由化を容認するようなものでは
ないというふうに私は認識しているところでござ
りますが、新潟県農協から関係機関に対する
適切な指導方の要請もございましたので、文部省
といたしましては、新潟県教育委員会とも連絡を
とつて、実際の授業において適切な指導が行われ
るようにならなければなりません。

○國務大臣(田名部匡省君) 農業後継者の育成、
あるいは農業関連産業の人材育成という観点ばかり
ではなくて、農業、農村に対する国民一般の考

この四月から改訂された小学校五年生の社会科
の教科書、今大変問題となつております。小学校
五年生の社会科の教科書で農業の問題を扱つたと
ころを農水省お読みかと思うんですけども、ど
んな思想を持ったかというのをまずちょっと伺い
たいと思つたんですが、食糧庁長官の方からお答
えいただければと思います。

○政府委員(京谷昭夫君) 私、教育問題の専門家
でもございませんので、御趣旨に応じた答弁にな
るかどうかわかりませんが、一般論として私ども、
次代を担う児童生徒の皆さん方に、学校教育の場
等を通じまして、自然を相手に営まれ、また我が
国への経済社会で重要な役割を担つております農業
について正しい理解を持たせるということは学校
教育上も大変大きな課題であるという認識を持つ
ております。

○林紀子君 済みません、時間が余りありません
ので……。

○説明員(水野豊君) いずれにしましても、今後
とも各県におきまして農場実習がより教育的な意
義が上がりりますように、いわゆる農場会計制度に
つきましては、新潟の米づくり農家の米づくりに対する意
気込みを述べているものであつて、言われるよう
な一方的に米の自由化を容認するようなものでは
ないというふうに私は認識しているところでござ
りますが、新潟県農協から関係機関に対する
適切な指導方の要請もございましたので、文部省
といたしましては、新潟県教育委員会とも連絡を
とつて、実際の授業において適切な指導が行われ
るようにならなければなりません。

○國務大臣(田名部匡省君) 農業後継者の育成、
あるいは農業関連産業の人材育成という観点ばかり
ではなくて、農業、農村に対する国民一般の考

るようにならなければなりません。

○林紀子君 今、問題になつておりますのは学校
の教科書、今大変問題となつております。小学校
五年生の社会科の教科書で農業の問題を扱つたと
ころを農水省お読みかと思うんですけども、ど
んな思想を持ったかというのをまずちょっと伺い
たいと思つたんですが、食糧庁長官の方からお答
えいただければと思います。

○説明員(矢野重典君) 先生御指摘の教科書の記
述でございますが、その教科書の記述につきまし
ては、新潟の米づくり農家の米づくりに対する意
気込みを述べているものであつて、言われるよう
な一方的に米の自由化を容認するようなものでは
ないというふうに私は認識しているところでござ
りますが、新潟県農協から関係機関に対する
適切な指導方の要請もございましたので、文部省
といたしましては、新潟県教育委員会とも連絡を
とつて、実際の授業において適切な指導が行われ
るようにならなければなりません。

○國務大臣(田名部匡省君) 農業後継者の育成、
あるいは農業関連産業の人材育成という観点ばかり
ではなくて、農業、農村に対する国民一般の考

え方、認識、そういうものもやつぱり私たちが取り上げなきやならぬ、そういう問題だ、こう思つておりますので、広く農業教育全般にわたつての検討をしておるところであります。

○井上哲夫君 きょうは農業の扱い手の問題で質問が集中しております、私も扱い手の問題でお尋ねをいたします。

〔委員長退席、理事北修一君着席〕

午前中から、一部途中中座をいたしましたが、結局、改良資金の資金的助成とか、あるいは農業の改良助長といいますか、そういうことを一生懸命知恵を絞つてやる。これは確かに側面援助として内容を豊かにしなければならないという観点からすれば、今回の法案についてもだれも反対をするものではないとは思うのですが、肝心の展望、展望といいますかビジョンといいますか、明るい先行きが見えないためになかなか扱い手の確保が難しい。そういう観点からの質問に大臣も、そういう展望なりビジョンの提示が今ほど必要なことはないことはそのとおりだ、しかしこれまで環境が次々にその努力を上回る、例えば高齢化なり最近の出生率の低下まで挙げられて、単に時代の変遷や国際化の流れというだけでなく、新たな環境が厳しく覆いかぶつてくる、そういう中で本当にこの展望なりビジョンを農家に指示示すという努力は、やっているけれども本当に難しいことなんだというお答えもいただきました。

これは、私もそのことは十分理解するところであります。このままいくと結局、展望、ビジョンが開けないまま扱い手がどんどんなくなつて、やう格言もございますが、このところ、学校は土曜日を休みにしよう。ところが、私ども子供のときには、学校へ行くと必ず学校の管理する田んばや畠があつて農作業もやつていただけです。これは、もちろん食糧が非常になかつた時代にやつていたということもあるでしょうけれども、少なくとも義務教育の間は農作業に子供のときに親しんでおつた。今の義務教育の子供たちにどうしても

農作業に親しませることをして、急がば回れじや

うところが配慮が足りないのか、その辺のことについて今農水省としてはどのように受けとめてみ

ないけれども、扱い手を確保していくということ

も大事ではないか。

今、林委員は小学校の教科書の中に農作業について十分な国民的教育を施すという観点からはいざか欠落あるいは問題だという指摘をされまし

たが、現実に小学校が土曜日を休もうというとき

にむしろ農水大臣と文部大臣と教職員組合のトップが集まつて、それじゃ土曜日は農水省の手で子供を預からしてくれと、極端に言いますとで

すね。学校の敷地の中に水田や畠を確保しようじゃないか、あるいは休耕田なり休耕の畠を借りて子供たちにそういう農作業に親しませる。これ

た別の意味で大変意義が深いんではないか。そういうふうなこともやはり考えていただきたいと思いつながら聞いてまいりました。

そこで、最後に大臣にその観点からお尋ねをしたいと思いますが、とりあえずいわゆる改良普及員のことについてお尋ねをいたします。

この前も私、改良普及員の人数だと普及所の数の変遷、それからその実態というふうなことを

お尋ねをいたしたわけですが、実際にこの数年間はしようでお尋ねをしました。それは、改良普及員のことについてお尋ねをいたします。

ただ、新規就農者の確保だけがこの改良普及員の仕事というわけではございませんで、むしろ仕事の比重から言いますと、既存の農家、農業者に対する営農上の技術指導あるいは経営指導というようなものが中心になっているわけでございまして、一般的に言えば非常に勤勉に働いているんじゃないかというふうに考えております。

限られた数の普及員にできるだけ能力を發揮していただきますように、私たちもとしますればその資質の向上を図るために研修等に万全を尽くしてまいるというつもりでございます。

○井上哲夫君 非常にうまくいっているというこ

とにれば効果があらわれるのはあります。私が見るところそんなに目につく効果は上がっていない。だとすれば、例えば知識を出して民間から嘱託改良普及員を導入するとか、あるいはさら

に、ちょっとときよう問題になりましたよう、改良普及員の中には生活関係普及員ですか、いわゆる婦人問題とも関連性があるわけですが、そういう普及員を増員して、さらにそこに新しい観点の大蔵がよく言われる経営コンサルタント的な、農家の指導の足がかりをそういう新しい任務としてつけ加えていくためにも、生活関係普及員について増員なり民間の血を入れるなり、そういうふうなことをやつて、扱い手確保だけではなく、農業の今の状況を打破していく、

こういうふうなことはいかがでしようか。この有機農業、今おつしやいましたように、定義の問題からなかなか難しいところがあるわけでございますが、だんだん問題が出るであります。が、そういう有機農業をやつて非常に頑張っている、そういうところへの資金の助成というのはどういう配慮をやろうとし、またできるのか、その辺のことについてお尋ねをいたします。

○政府委員(上野博史君) この有機農業、今おつ

しやいましたように、定義の問題からなかなか難しいところがあるわけでございます。これは要するに

化学物質を用いないで生産された農産物という、私どもの省内での検討の結果として有機農産物なるものについての考え方というのははつきりしてまいつているようでございます。これは要するに

言で言えば、非常に簡単に申し上げればそういうものでございまして、そういう農産物を生産するための資金の供給というのも今回の実態的な改

農作業に親しませることをして、急がば回れじやないけれども、扱い手を確保していくということについて今農水省としてはどうのように受けとめてみえるか、お尋ねをいたします。

○政府委員(上野博史君) 改良普及員の数が安定的、余り増減なしにやつてきているというようなことについてはそうでございます。できるだけその高度化を図りながら、農家に対し適切な指導をするよういろいろな工夫をして対応しているのが実態でございます。

ただ、新規就農者の確保だけがこの改良普及員の仕事というわけではございませんで、むしろ仕事の比重から言いますと、既存の農家、農業者に対する営農上の技術指導あるいは経営指導というようなものが中心になっているわけでございまして、一般的に言えば非常に勤勉に働いているんじゃないかというふうに考えております。

限られた数の普及員にできるだけ能力を発揮していただきますように、私たちもとしますればその資質の向上を図るために研修等に万全を尽くしてまいるというつもりでございます。

○井上哲夫君 非常にうまくいっているというこ

とにれば効果があらわれるのはあります。私が見るところそんなに目につく効果は上がっていない。だとすれば、例えば知識を出して民間から嘱託改良普及員を導入するとか、あるいはさら

に、ちょっとときよう問題になりましたよう、改

良普及員の中には生活関係普及員ですか、いわゆる婦人問題とも関連性があるわけですが、そういう普及員を増員して、さらにそこに新しい観点の大蔵がよく言われる経営コンサルタント的な、農家の指導の足がかりをそういう新しい任務としてつけ加えていくためにも、生活関係普及員について増員なり民間の血を入れるなり、そういうふうなことをやつて、扱い手確保だけではなく、農業の今の状況を打破していく、

こういうふうなことはいかがでしようか。この有機農業、今おつしやいましたように、定義の問題からなかなか難しいところがあるわけでございます。これは要するに

化学物質を用いないで生産された農産物という、私どもの省内での検討の結果として有機農産物なるものについての考え方というのははつきりして

まいつているようでございます。これは要するに

言で言えば、非常に簡単に申し上げればそういうものでございまして、そういう農産物を生産するための資金の供給というのも今回の実態的な改

正の一つをなしておるわけでございます。

こういう農業をやります場合には、どうしても除草剤が使えないということになりますと収量が不安定になります。というようなことがあります。なかなか難しい問題があるわけでござりますが、この問題をできるだけ回避いたしまして、土づくりであるとかあるいは除草をするための要するに化学物質によらない作業のための資材の供給をするとか、先ほど刈田委員からのお話にもございましたが、場合によってはアイガモを水田に放すとかいうようなそういう、まあこれまで含めて資材というふうに考えていいかと思うのでござりますけれども、そのための必要な購入資金を供給する。

ただ、今お聞き取り願いましたように、有機農業ということでござりますと、どつかというと省資源、省資材型の農業になるわけでございまして、なかなかお金を投じれば解決をするという話にはなりにくいのもまた特色でございます。しかしながら、そういう農業をやろうとするために必要な資金については今回弾力的に対応ができるようと考えてまいり、こういうことでございます。

○井上哲夫君 こういう有機農業に光を当てるあるいは資金の助成をするといつても、実際にその判断をするのは改良普及員が審査の中に入ってくれますね。そういう意味では、ある意味では大胆に運営をされるよう適切な指示をしていただきたいということをお願い申し上げます。

さて、それで、きょうは私も出たり入ったりしまして、質問も時間前に終わらたいと思うんですが、大臣、御通告はしておりませんが、扱い手についてということだけで具体的な内容についてあらかじめ通告をさせていただいておりませんが、学校の土曜日の問題ですね。

実は私もこの前ある人から、学校の先生方にしてみたら一般の労働者、労働者と同じで土曜日は休みたい。あなたはそういう人たちの代表でしょ

うから土曜日の学校休みは推進派でしよう。しかし、父兄なり周りの地域の住民から見ると、学校が五日制になるということについては、十分な受効力が余計かかる、あるいは除草剤や殺虫剤が使えないということになりますと収量が不安定になります。というようなことがあるわけでござりますが、なかなか難しい問題があるわけでござりますが、この問題をできるだけ回避いたしまして、土づくりであるとかあるいは除草をするための要するに化学物質によらない作業のための資材の供給をするとか、先ほど刈田委員からのお話にもございましたが、場合によってはアイガモを水田に放すとかいうようなそういう、まあこれまで含めて資材というふうに考えていいかと思うのでござりますけれども、そのための必要な購入資金を供給する。

ただ、今お聞き取り願いましたように、有機農業というと省資源、省資材型の農業になるわけでございまして、なかなかお金を投じれば解決をするという話にはなりにくいのもまた特色でございます。しかしながら、そういう農業をやろうとするために必要な資金については今回弾力的に対応ができるようと考えてまいり、こういうことでございます。

○井上哲夫君 そういう意味では、土曜日をやはり子供に自然になれさせるというのに、単に遊びで自然の中に insersearると、そういうのがいいかということになると、学校の先生たちは、だから子供に余裕を持たせた方がいいんがいい、ということで土曜日も休ませた方がいいんだと。しかし、そうなると塾へ行くんじゃないとかいうことを言われます。

おける農業教育も大事ですが、むしろ現実に学校で農作業をして汗を流し、あるいはそこから学び取る、そういう場合には、強制はできないかもしれません。そういう意味では、ある意味ではれませんが、ある程度国がよいしょをするといふべきですが、そういうものがある、あるいは都合の学校で積極的にやつてもらうように、いずれにしても話し合いをさせていただきたい、こう思います。

○井上哲夫君 ありがとうございました。

○喜屋武真榮君 私は先般のこの委員会で大臣にこういう質問をいたしました。

それは、どこの国にもその民族の生活の中から生み出した基幹作目というのがあります。その基幹作目は国の責任において保護育成すべきでありますと、そうお尋ねしましたら、そうだとほんじやないかと思われるわけですが、その点について御意見なり御感想を伺いたいと思います。

そこで、私は次のことをお聞きしたいんですが、私が繰り返すようありますが、どの国にも基幹作目というのはある。それはあくまでも国の責任において保護育成すべき義務がある、こういうことをきょうも確認いたしまして、次へ移りたいと思うのであります。

次に、私も小学校時代から、農は國のものであるということを教えられまして、深刻にこびりついている。農は國のものである。その農は國のものであるという内容は大臣はどのように理解しているらっしゃるでしょうか、お尋ねしたい。

○國務大臣(田名部匡^{クニヒロ}君) どう御説明すればいいかわかりませんが、いずれにしても食糧というものは、どこの國の國民であってもこれは生命を維持する基本でありますから、そういうことでは

行つたりというのが取り上げられることもあります。特に今は土をはだし踏むということがないものですから、そういう意味でもまだいいことだろ、こう思っております。

○國務大臣(田名部匡^{クニヒロ}君) まことに不勉強で小学校四年生の本は拝見したことはございません。それが小学校四年の社会科の教科書にれつきとして載つておることは御存じでしょうか、いかがですか。

大臣、この沖縄の基幹作目の一つであるサトウキビが小学校四年の社会科の教科書に載つておることは御存じでしょうか、いかがですか。

○喜屋武真榮君 もうこれ以上責めるとお気の毒になりますのでこれでよしますが、実は私の孫が千葉の松戸の小学校にあるんですけど、その学校と連絡をとりまして、沖縄からサトウキビを送つて、それをかじらせて、さらにサトウキビから黒糖にでき上がるまでの過程を美はスライドにつくつて、それも差し上げて、松戸の学校ではそれを隣校同士回して、それなりに社会科の四年の教科書のサトウキビというテーマを教えてもらつておりますが、大変喜ばれております。

毎年毎年四年の教科書は教えなければいけませんから続いておるわけですが、こういうふうに言うことも大臣にはそれぐらいにとどめまして、次は文部省を呼んで、文部省がどのようにその社会科の四年の教科書のサトウキビをテーマにして日本全国の学童に教えておるか、このことについて意見交換をいたしたいと思っておるわけですが、大変喜ばれております。

○國務大臣(田名部匡^{クニヒロ}君) さうお尋ねしましたら、そうだとほんじやないかと思われるわけですが、その点については、當時はつらかったけれども今になるとむだをしおつちゅうやりました。決して當時やつたことは、ではなかつたなという思い出があります。

したがつて、これもテレビであります、時々

の補充率と耕作放棄地について、せつかく金網の外の、基地の外は熱を入れて耕せば何かそこから生産の土地にもなりかねませんが、それも放棄して、さらに農業をやつておった、先輩やおやじたちがやつておつたその土地さえも放棄して雑草園に、こういう実情も実はございます。

そういうことからも、平成二年度では必要とされている後継者数は三百三十人であると言われておりますが、新規就農者数の合計が五十八人であるので、後継者の補充率は一七・六%にしかなっておらぬというのがその実情でございます。こういった状況の中で、このような現状のもとでは後継者を確保することが重要であると思うのは当然であります。その点について政府の方針をお伺いしたい。

その二として、後継者がいないために耕作放置がされてしまった農地については、農業規模の拡大のために有効に活用される必要があるが、この点についても政府の方針、こういう面に政府は一段と力を入れてもらわなければ、配慮してもらわなければいけないと思う次第ですが、この点についていかがでしょうか。

○政府委員(上野博史君) まず最初に、後継者の確保の問題についてお答えを申し上げたいと思うわけでござります。

今、委員御指摘のとおり、沖縄の新規就農者の数というのは五十八名程度ということで大変減少いたしておりますが、何とかこれを確保してまいらなければならないというふうに考えているわけでもござりますけれども、これは全国共通の課題でございますが、何にも増して農業に対する魅力を増さなければならぬ。先ほど申し上げますように、沖縄は割にそういう意味では展望があるのではないかと我々としては思っているわけでございますけれども、しかしながら全般的な見地に立ちまして魅力に富んだ農業というものを考えてまいらなければならぬだろうということでございまして、その面での努力をいたさなければならぬといふことがあるわけでござります。

それから、先々いろいろ考えてまいりたいことにはなるわけでございますが、今お諮りをしておりますこの新しい資金の活用等にもよりましてできるだけの努力をしてまいりたい、かよう

に考えておりますこの新しい資金の活用等にもよりまして耕作放棄地につきましては、概して耕作放棄をされるというところは基盤整備が進んでいないということで、そもそも使

いにくいところだという場合が多いということが一つございます。それからもう一つは、耕作放棄地が多く出るところと規模拡大をしたい農家の大勢いるところが必ずしもうまく合しないというような問題がございます。

しかし、それにしましても、本来農地として利用すべき土地が遊休しているというようなものにつきましては、それぞれの立地条件に即しましてやはり担い手の規模拡大につなげていくといふことが、土地の有効利用の面からも、農業の健全な発展の上からも必要でございますので、地域の農業者の総意を踏まえながら、あるいは基盤整備を行っていく、あるいは利用増進事業とか農地保有合理化促進事業とか、そういうもの、農地流動化策によって担い手にそのような土地を集めていくというような格好でこの有効利用を進めてまいりたいと考えております。

○喜屋武真榮君 最後の質問は研修制度について。最後の質問でございますので、大臣ひとつびしゃつと答えてください。

この研修制度について、現行の研修制度では海外研修制度があり、それは農蚕芸芸局長が別に定める海外諸国について研修を受けるのであるが、

その外国とは、アメリカ、ドイツ、オーストラリア等の先進十カ国のみである。特に沖縄の立場からは、むしろ開拓途上國の亜熱帯地域における果樹園芸をつくる農家があふえております。

そこで、もし熱帶果樹についての研修のために熱帯に位置する发展途上國での研修を希望する者

わゆる特別の配慮、このことを要望も含めて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(田名部匡義君) 海外研修というのは、もう今さら申し上げるまでもないことではありますが、国際感覚を持つた農業者を育成したいと

いうことで、国内では習得しにくい先進的な農業の技術あるいは経営方法を海外において習得されるというのが目的であります。

お話しのように、開発途上國での研修であります。これは受け入れ機関とか受け入れ農家、効率的な研修方法に問題が多いということではあります。しかし、こうした条件が整えば対象国とすることについて検討をいたしてまいりたい、こう思っております。

○委員長(永田良雄君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(永田良雄君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、一井君から発言を求められておりますので、これを許します。一井君。

○一井津治君 私は、ただいま可決されました農業改良資金助成法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党・連合参議院、参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

農業改良資金助成法の一部を改正する法
律案に対する附帯決議(案)
わゆる特別の配慮、このことを要望も含めて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思いま
す。
よろしくお願ひします。

近年、我が国においては、農業就農者の高齢化が著しく進行する一方、将来の農業を担うべき農業後継者が激減し、農業の振興及び農村地域社会の維持に深刻な問題を投げかけており、優れた農業後継者の育成確保が農政上の極めて重要な課題となつてゐる。

よつて、政府は、農業後継者対策の確立に万全を期するとともに、本法の施行に当たり次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 農業改良普及員等による営農や生活についての指導・助言、新規就農ガイド事業等の情報提供活動の拡充、農業者大学校等での研修についての援助等の諸施策を総合的に推進すること。
二 研修教育資金の貸付対象範囲を、婦人、中核農家等に拡大するに当たっては、これらの人たちが農業経営や家庭生活の中心になつてゐることに配慮し、研修期間等について弾力的に対応すること。

三 経営規模拡大資金については、貸付けの実績にかんがみ、その運用の改善に努めるとともに、生産方式改善資金との総合的活用によつて土地利用型農業の経営基盤を一體的に整備できるよう農業改良普及所、農業委員会等の関係機関の連携・協力体制を強化すること。

四 生産方式改善資金に追加される加工方式導入のための資金については、中山間地域農業の振興、転作作物の定着化等に資するようその適切な運用に努めること。

五 担保制度の導入については、農業改良資金を借り受ける農業者の意向を十分尊重するよう指導すること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(永田良雄君) ただいまの一井君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永田良雄君) 全会一致と認めます。

よつて、一井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。田名部農林水産大臣。

○國務大臣(田名部農林水産大臣) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(永田良雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 獣医師法の一部を改正する法律案、獣医療法案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。田名部農林水産大臣。

○國務大臣(田名部農林水産大臣) 獣医師法の一部を改正する法律案、獣医療法案及び家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最初の議題は、畜産物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる情勢を見ますと、畜産業が我が国農業の基幹部門へと成長を遂げるとともに、一般家庭に

最近の飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる情勢を見ますと、畜産業が我が国農業の基幹部門へと成長を遂げるとともに、一般家庭に

おける小動物の飼育が広く普及しております、獣医師による的確な診療の提供はますます重要となつてきています。また、獣医療技術につきましては、新たな診療機器の普及、動物用医薬品の開発等により、その高度化が進展してきております。他方、家畜飼養の多頭化に伴いその疾病が多様化、複雑化する等新たな動物に関する保健衛生上の問題が生じてきているほか、安全な畜産物の生産のために動物用医薬品の適正使用等が重要な問題となります。

このような最近における飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

○委員長(永田良雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 獣医師法の一部を改正する法律案、獣医療法案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。田名部農林水産大臣。

○國務大臣(田名部農林水産大臣) 獣医師法の一部を改

正する法律案、獣医療法案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の三法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、獣医師法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

最近の飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる情勢を見ますと、畜産業が我が国農業の基幹部門へと成長を遂げるとともに、一般家庭に

国家試験の受験に適切に対応するため、獣医師による的確な診療の提供はますます重要となつておきます。

第七に、獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会を置くこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

続きまして、獣医療法案につきまして御説明申します。

適切な獣医療の確保につきましては、これまで

獣医師法に基づき、診療施設の開設の届け出を義務づけるとともに、獣医師の業務に関する広告についてその適正を確保するための措置を講じてき

たところであります。

しかしながら、近年、産業動物獣医師の高齢化が進む等獣医師の確保が困難な地域が発生し、畜産業への影響が懸念されるようになってきており

ます。また、エックス線装置の普及、診療施設の整備の進展等に伴い、診療施設が一定の水準を満たし、かつ、それについて適切な管理が行われることが要請されるようになつてきます。さら

に、獣医師や診療施設の業務に関して適切な情報

報を飼育動物の飼育者に提供していくことが重要となつております。

このような情勢の変化を踏まえ、適切な獣医療の確保を図るため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、診療施設を開設した者は、開設の日か

ら十日以内に都道府県知事に届け出を行うことと

してあります。また、診療施設の構造設備は、そ

の手術室やエックス線診療室について、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければなら

ないこととしておりますとともに、開設者は、み

ずから獣医師で診療施設を管理する場合のほか

は、獣医師にその管理をさせなければならないこ

ととしております。さらに、往診診療者等につきましても以上の事項を一部適用することとしております。

第二に、農林水産大臣は獣医療を提供する体制の整備を図るために基本方針を獣医事審議会の意見を聞いて定めるとともに、都道府県はこれに即して都道府県計画を定めることができます。

第三に、獣医師または診療施設の業務に関する広告につきましては、何人も獣医師または診療施設の専門科名、獣医師の学位または称号を除き、その技能、療法または経歴に関する事項を広告してはならないものとしております。また、この場

合でも、獣医師または診療施設の業務に関する広告につきましては、これを広告することができるとしております。

第四に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

家畜の改良増殖は、畜産經營の体質強化を図り、畜産物の安定供給を図る上での基本となるものであり、我が国における家畜の改良増殖を推進するため、種畜検査、家畜人工授精、家畜体内授精卵移植に関する規制等を行つてきているところであります。

しかししながら、近年の家畜改良増殖の状況を見

ますと、バイオテクノロジー等先端技術の開発が目覚ましく、家畜对外受精卵移植の技術は既に実用化の階段に達しております。

また、これら畜産新技術の進展に伴い、家畜改良増殖における雌畜の重要性が増大してきており

ます。

このような情勢の変化に対応して、家畜改良増

殖の一層の促進を図るため、この法律案を提出し

た次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、家畜体外受精卵移植に関する規定を整備することであります。

家畜体外受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図る観点から、家畜卵巢の採取の用に供する家畜の雌は、伝染性疾患及び遺伝性疾患有しないことについての獣医師の診断書の交付を受けたものでなければならぬこと、家畜卵巢の採取、家畜未受精卵の採取・処理、家畜外授精、家畜体外受精卵の処理・移植を行う者の資格を定めること等家畜体外受精卵移植に関する規定を整備することとしております。

第二に、都道府県の家畜改良増殖計画の計画事項の追加であります。

優良な雌畜を家畜改良増殖に有效地に活用していくため、都道府県の家畜改良増殖計画に、従来の優良な雄畜の利用等に関する事項に加え、家畜受精卵移植の用に供する優良な雌畜の利用等に関する事項を追加することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

○委員長(永田良雄君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(永田良雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

獣医師法の一部を改正する法律案、獸医療法案及び家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十三日、参考人の出席を求め、ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認めます。

なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一〇三〇号 平成四年三月三十一日受理

松枯れ対策農業空中・地上散布即時完全中止、「松くい虫被害対策特別措置法」再々延長反対に関する請願

請願者 森岡和彦外六十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一〇四四号 平成四年三月三十一日受理

米の市場開放反対に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ一 小笠原 正男

紹介議員 吉川 芳男君

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、包括合意案の提示により大詰めの段階を迎えており、農業物の例外的な関税化やミニマムアクセスが、我が国農業の基幹的作目である稻作農業の存立あるいは国民の基礎的食糧の安定的確保を危うくするものである。また、稻作は、国土・自然環境の保全・伝統文化の形成など多方面にわたって重要な役割を果たしており、米の市場開放が行われるならば、農業経済のみならず地域経済、社会、環境などに及ぼす影響は計り知れないものがある。については、国民的合意である「米自給堅持」の国会決議を踏まえ、米の市場開放は絶対に行わないようになされたい。

第一一一九号 平成四年四月二日受理

松枯れ対策農業空中・地上散布即時完全中止、「松くい虫被害対策特別措置法」再々延長反対に関する請願

請願者 広島県世羅郡甲山町赤屋一、〇五

紹介議員 松本裕司外五百七十九名

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一一〇四六号 平成四年三月三十日受理

松枯れ対策農業空中・地上散布即時完全中止、「松くい虫被害対策特別措置法」再々延長反対に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町大立町六ノ一

紹介議員 吉川 芳男君

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、包括合意案の提示により大詰めの段階を迎えており、農業物の例外的な関税化やミニマムアクセスが、我が国農業の基幹的作目である稻作農業の存立あるいは国民の基礎的食糧の安定的確保を危うくするものである。また、稻作は、国土・自然環境の保全・伝統文化の形成など多方面にわたって重要な役割を果たしており、米の市場開放が行われるならば、農業経済のみならず地域経済、社会、環境などに及ぼす影響は計り知れないものがある。については、国民的合意である「米自給堅持」の国会決議を踏まえ、米の市場開放は絶対に行わないようになされたい。

第一〇四六号 平成四年三月三十一日受理

輸入農産物の農業残留基準に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ一 小笠原 正男

紹介議員 吉川 芳男君

近年、我が国における輸入農産物は増大の一途をたどっているが、その安全性を確保することは、国民の強い要請となつてゐるところである。この

度、厚生省は、ポストハーベスト農薬を含む三十

第一〇四六号 平成四年三月三十一日受理

輸入農産物の農業残留基準に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ一 小笠原 正男

紹介議員 吉川 芳男君

今年、我が国における輸入農産物は増大の一途をたどっているが、その安全性を確保することは、

国民の強い要請となつてゐるところである。この

度、厚生省は、ポストハーベスト農薬を含む三十

第一〇四六号 平成四年三月三十一日受理

輸入農産物の農業残留基準に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ一 小笠原 正男

紹介議員 吉川 芳男君

四種類の農薬の新たな残留基準について、国際連合の食糧農業機関及び世界保健機関が定める国際基準を参考に策定し、ガット加盟国に對して事前通告を行つた。しかしながら、基準案は、農業取締法による従来の登録保留基準と大幅に異なる事例もあり、輸入農産物の安全性が懸念されるところである。ついては、国民の生命と健康を守るために、輸入農産物に関する農業残留基準については、より厳正に設定されたい。

第一一九号 平成四年四月二日受理

松枯れ対策農業空中・地上散布即時完全中止、「松くい虫被害対策特別措置法」再々延長反対に関する請願

請願者 広島県世羅郡甲山町赤屋一、〇五

紹介議員 松本裕司外五百七十九名

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一一〇四四号 平成四年三月三十一日受理

米の市場開放反対に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ一 小笠原 正男

紹介議員 吉川 芳男君

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、包括合意案の提示により大詰めの段階を迎えており、農業物の例外的な関税化やミニマムアクセスが、我が国農業の基幹的作目である稻作農業の存立あるいは国民の基礎的食糧の安定的確保を危うくするものである。また、稻作は、国土・自然環境の保全・伝統文化の形成など多方面にわたって重要な役割を果たしており、米の市場開放が行われるならば、農業経済のみならず地域経済、社会、環境などに及ぼす影響は計り知れないものがある。については、国民的合意である「米自給堅持」の国会決議を踏まえ、米の市場開放は絶対に行わないようになされたい。

第一一〇四六号 平成四年三月三十日受理

松枯れ対策農業空中・地上散布即時完全中止、「松くい虫被害対策特別措置法」再々延長反対に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町大立町六ノ一

紹介議員 吉川 芳男君

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、包括合意案の提示により大詰めの段階を迎えており、農業物の例外的な関税化やミニマムアクセスが、我が国農業の基幹的作目である稻作農業の存立あるいは国民の基礎的食糧の安定的確保を危うくするものである。また、稻作は、国土・自然環境の保全・伝統文化の形成など多方面にわたって重要な役割を果たしており、米の市場開放が行われるならば、農業経済のみならず地域経済、社会、環境などに及ぼす影響は計り知れないものがある。については、国民的合意である「米自給堅持」の国会決議を踏まえ、米の市場開放は絶対に行かないようになされたい。

第一一〇四六号 平成四年三月三十一日受理

輸入農産物の農業残留基準に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ一 小笠原 正男

紹介議員 吉川 芳男君

今年、我が国における輸入農産物は増大の一途をたどっているが、その安全性を確保することは、

国民の強い要請となつてゐるところである。この